

議長（松崎 勲君） 皆さん、おはようございます。

本日は公私ご多忙の中ご参集をいただき、誠にありがとうございます。

#### 開議の宣告

議長（松崎 勲君） ただいまから平成23年第3回長南町議会定例会第2日目を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

#### 議事日程の報告

議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

#### 議案第1号～認定第8号の上程、説明

議長（松崎 勲君） 日程第1、議案第1号 長南町税条例等の一部を改正する条例の制定についてから日程第14、認定第8号 平成22年度長南町ガス事業会計決算認定についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

町長（藤見昌弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第1号 長南町税条例等の一部を改正する条例の制定についてから認定第8号 平成22年度長南町ガス事業会計決算認定についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、今回の改正は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月22日に可決成立し、同年6月30日に公布されたことに伴い、長南町税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ及び税負担軽減措置等として、上場株式等の配当所得、譲渡所得の軽減税率の適用期限の延長等、また、町税の不申告等に対する過料等の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第2号 長南町過疎地域自立促進計画の変更についてでございますが、長南町過疎地域自立促進計画については、現状の記述では、ソフト事業のため積み立てた基金は、農業関係のソフト事業にしか使用できないようになっておりましたので、過疎地域から脱却を図るため、すべてのソフト事業への対応を可能とするため、町過疎地域自立促進計画の一部を変更させていただくものでございます。

次に、議案第3号 平成23年度長南町一般会計補正予算（第3号）についてですが、補正の主なものとしたしましては、総務費では、消防自動車の車検代を、民生費では、保育所の給食室ブラシ洗浄機の購入費を、衛生費では、有害鳥獣駆除報奨金の追加をお願いするものでございます。

また、農林水産業費では、農産物の生産から加工、販売までを一連とする「ちばの6次産業化チャレンジ事業」の補助金と農地・水・環境保全向上対策事業で実施する用水路補修に伴う補助金の追加を、土木費では、道路維持工事費の増額と米満今泉線の法面補修工事、利根里地区の圃場整備工事に伴う利根里排水路整備工事費の追加を、消防費では、東日本大震災による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴う広域負担金の追加をお願いするものでございます。

諸支出金では、前年度の繰越金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

財源については、農林水産業費の県支出金や過疎対策事業債、前年度からの繰越金を充当して編成をいたしました。

次に、議案第4号 平成23年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、平成22年度の交付金、補助金の精算により、超過交付となりました退職者医療療養給付費交付金、出産育児一時金補助金等の返還金などの補正をお願いするものでございます。

次に、議案第5号 平成23年度介護保険特別会計補正予算（第1号）については、前年度に超過交付を受けた支払基金交付金の返還金及び精算に伴う一般会計への繰出金の補正についてお願いするものでございます。

次に、議案第6号 長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収入については、工業用のガス使用量及び内管受注工事収益の増による増額を、また支出については、原ガス購入費、受注工事費用、メーター購入費及び人件費の増額をお願いするものでございます。

次に、認定第1号 平成22年度長南町一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額43億1,168万4,744円で、前年度と比較すると49万4,741円、パーセントにして0.01%の増とほぼ同額となります。歳出総額は40億5,033万254円で、前年度比1億53万3,648円、2.4%の減となりました。

歳入については、国庫支出金が減額したものの、国の経済対策事業などにより、地方交付税が増額となり、ほぼ横ばいとなっており、歳出総額の減については、平成21年度では単年度事業で定額給付金事業が実施され、それがなくなったことが主な要因となっております。

この結果、歳入歳出差し引き額は2億6,135万4,490円でございますが、繰越明許費の設定による翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億4,347万2,490円でございます。

次に、認定第2号 平成22年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、給付については過去の推移や診療報酬の改定等を見込み、前年度の繰越金を活用する中で、国保税の見直しを行い、会計の安定運営に努めたところでございます。

歳入では、保険税を初め、国・県からの支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金等を合わせた歳入総額は11億9,189万930円で、前年度比5.0%の増となりました。

歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金等を合わせた歳出総額は11億1,781万6,707円で、前年度比2.9%の増となり、歳入歳出差し引き額は7,407万4,223円でございます。

次に、認定第3号 平成22年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、後期高齢者医療の市町村の主な事務といたしましては、財源の保険料徴収及び申請書の受け付け、提出等の窓口業務となっております。制度発足3年目となり、引き続き制度の周知を図り、運営に努めたところでございます。

歳入では、保険料と一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金及び事務費繰入金等と広域連合から賦課徴収事務

委託金などを合わせ、歳入総額は9,416万5,338円で、前年度比1.8%の減となりました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金と電算委託等の事務的経費でございまして、歳出総額は9,217万1,637円で、前年度比3.2%の減となり、歳入歳出差し引き額は199万3,701円でございます。

認定第4号 平成22年度長南町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、後期高齢者医療制度の施行により清算をしまいいりまして、平成22年度末をもって清算が終了するものでございます。

歳入では、支払基金交付金等で、歳入総額は105万5,353円で、前年度比81.7%の減でございます。

歳出では、一般会計への繰出金等で、歳出総額は105万5,353円で、前年度比77.6%の減となり、歳入歳出差し引き額がゼロとなりまして、本会計を閉じるものでございます。

次に、認定第5号 平成22年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、高齢化率の上昇とともに、要介護認定者も増加する傾向にあります。

歳入では、介護保険料を初め国・県負担金、支払基金交付金、一般会計繰入金等を合わせた歳入総額は9億9,532万3,957円で、前年度比7.5%の増となりました。

歳出では、居宅サービスの短期入所利用の増加や、新規の特別養護老人ホームの新設により、施設サービスの利用が増加し、保険給付費は前年度比8.6%増となり、歳出総額は9億6,864万310円で、歳入歳出差し引き額は2,668万3,647円でございます。

次に、認定第6号 平成22年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定については、現在、墓所全体の維持管理を中心に、事業の健全な運営と墓所使用者へのサービス向上に努めているところでございます。

特に、22年度は、管理棟の自動ドアへの改修工事等、霊園内の施設整備を図りました。

決算につきましては、歳入総額6,638万3,337円、歳出総額は6,160万2,663円であり、歳入歳出差し引き額は478万674円となっております。

今後も、霊園利用者の利便性の向上と霊園内の景観整備に努めてまいります。

次に、認定第7号 平成22年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、平成22年度末の加入状況は3地区で1,065戸、また接続戸数が839戸となっており、接続率は前年度比0.9%増の78.8%となりました。

歳入総額は2億1,256万7,958円、歳出総額は2億1,118万9,438円であり、歳入歳出差し引き額は137万8,520円となっております。

今後、さらに接続率の向上を図り、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、認定第8号 平成22年度長南町ガス事業会計決算認定についてでございますが、平成22年度の販売量は、工業用の需要の増加により、前年度と比較すると2.8%の増となりました。

また、収益的収入は5億3,079万4,264円、収益的支出は5億1,437万7,017円となり、経常利益といたしましては882万5,808円の利益を計上させていただいたところでございます。

以上、議案第1号から認定第8号までの提案理由を申し上げます。詳細につきましては、各担当職員から説明させますので、よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議長（松崎 勲君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、湊 博文君。

〔税務住民室長 湊 博文君登壇〕

税務住民室長（湊 博文君） おはようございます。

それでは、議案第1号 長南町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、内容の説明を申し上げます。

町長の提案理由の中で改正の概要を申し上げましたので、早速内容に入らせていただきます。

議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、第1条 長南町税条例の一部改正でございます。

初めに、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げの関係でございますが、個人が寄附を行いやすくするため、ページの上段でございますけれども、34条の7第1項及び第2項、次のページの中段、やや上でございますけれども、附則第7条第1項中の規定を5,000円から2,000円に改めるものでございまして、公布の日から施行し、平成23年1月1日以降の寄附金から適用するものでございます。

この寄附金税額控除でございますが、基本控除といたしまして、寄附をした金額から寄附金税額控除の下限額の2,000円を差し引き、この残額に対して町民税6%と県民税4%の金額が合わせて10%でございますが、寄附をした翌年度の個人住民税から税額控除をするものでございます。

また、都道府県や市町村等の地方公共団体への寄附金、あるいは東日本大震災の被災地への寄附金や義援金につきましては、さらに特例控除といたしまして、寄附金のうち2,000円を超える部分について個人住民税の所得割の10%を限度として、この税額控除に加えて個人住民税から控除されるものでございます。

この税額控除の対象となる寄附金の合計は、総所得金額等の30%まででございますが、適用の対象となる寄附金は都道府県・市町村等の地方公共団体への寄附金、県内の共同募金会及び日本赤十字社支部、所得税の寄附金控除の対象となる学校法人、社会福祉法人のうち町条例で規定したもの、また、さきの東日本大震災の被災地への寄附金及び義援金等が対象となるものでございます。

もっと具体的に申せば、例えば1万円を寄附した場合に、基本控除で申しますと税額控除が現行500円であったものが800円控除されるということになるわけでございます。

次に、町税の不申告等に係る罰則の見直しの関係でございますが、8ページにお戻りをいただきまして、関係条文でございますけれども、一番上から申し上げます。

第26条は、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料の規定でございます。

また、だんだん下がりがまして、36条の4は、町民税に係る不申告に関する過料の規定、第53条の10は、退職所得申告書の不提出に関する過料の規定、また第65条でございますけれども、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料の規定、横にまいりまして、第75条は固定資産税に係る不申告に関する過料の規定、第88条は軽自動車税に係る不申告等に関する過料の規定でございます。

また、その下の第100条の2は新たに規定するものでございますが、たばこ税に係る不申告に関する過料の規定でございます。

その下の第105条の2も新たに規定するものでございますが、鉱産税に係る不申告に関する過料の規定でござ

ざいます。

一番下でございますけれども、107条は、鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料の規定、横にまいりまして、133条第1項は、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料の規定でございます。

次のページでございますが、第139条の2は、新たに規定するものでございますが、特別土地保有税に係る不申告に関する過料の規定でございます。この過料を3万円から10万円に改めるものでございます。

なお、新たな規定3条の追加でございますけれども、同様の10万円と規定するものでございまして、この規定は公布の日から2カ月を経過した日から施行するものでございます。

次に、税負担軽減措置の関係でございますが、ページ中段の附則第8条でございますけれども、8条の改正でございますが、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定でございます。免除対象牛の売却頭数要件の上限を2,000頭から1,500頭に引き下げるとともに、その適用期限を3年間延長して、平成27年度までとするものでございまして、平成25年1月1日から施行し、平成25年度以降の個人町民税から適用するものでございます。

次に、ページの下段でございますけれども、附則第10条の2第4項の改正でございますが、高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の軽減措置、5年間3分の2相当額を減額するものでございますけれども、規定でございますが、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正によりまして、この対象を介護、医療と連携して高齢者を支援する一定の基準を備え、都道府県へ登録したサービス付き高齢者向け住宅に改めるとともに、新築期限を平成25年3月31日まで延長するものでございまして、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行日、平成23年10月20日でございますけれども、から施行し、平成24年度以後の固定資産税から適用するものでございます。

続きまして、ページの一番下になりますけれども、第2条、長南町税条例の一部を改正する条例、平成20年長南町条例第16号の一部を改正するものでございますけれども、上場株式等の配当所得の譲渡所得等に対する軽減税率、町民税1.8%、県民税1.2%の合計3%でございます。の特例を2年間延長して、平成25年12月31日までの配当所得、譲渡所得等に適用するものでございまして、公布の日から施行するものでございます。なお、本則は町民税3%、県民税2%の5%でございます。

次のページをお願いいたします。

第3条でございますけれども、長南町税条例等の一部を改正する条例、平成22年長南町条例第5号の一部改正でございます。非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、前条の改正によりまして上場株式等の配当所得、譲渡所得等に対する個人住民税の軽減税率の適用が2年間延長されたことに伴いまして、こちらの適用を2年間先送りして、平成27年度からの個人住民税に適用するものでございます。公布の日から施行するものでございます。

以上が議案第1号 長南町税条例等の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議を賜りましてご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（松崎 勲君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

議案第2号の内容の説明を求めます。

政策室長、唐鎌幸雄君。

〔政策室長 唐鎌幸雄君登壇〕

政策室長（唐鎌幸雄君） おはようございます。

議案第2号 長南町過疎地域自立促進計画の変更につきまして、ご説明をさせていただきます。

長南町過疎地域自立促進計画につきましては、昨年、平成22年12月の議会におきましてご可決いただき、定めさせていただいたところでございます。

この町過疎地域自立促進計画は、平成22年3月に公布施行されましたいわゆる新過疎法によりまして、平成22年4月1日に町が過疎地域に指定されたことに伴い、過疎地域からの脱却を図るため3つの基本理念、6つの基本方針により町づくりを戦略的に実施し、過疎からの脱却を図るため策定したものであります。

特に、過疎法により過疎地域に指定されましたことによる最大のメリットは、過疎債を利用して各種の事業で実施できることであり、新過疎法におきましては、従来のハード事業に加えまして新たにソフト事業もその対象とされることとなり、長南町の財政規模ですと年間3,500万がその上限額となります。

今回、過疎計画の一部を過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき変更させていただくため、ご提案させていただいたものでございます。

現状の町の過疎地域自立促進計画におきましては、ソフト事業に使用する過疎債を地域農業推進基金に積み立てて活用を図っていく内容となっており、これでは農業部分のソフト事業にしか使えないようになっているとの県からの指摘もございまして、町でもいろいろ協議をした結果、使い道を制約せず、農業ばかりでなく教育にも福祉にも医療にも使用できるような形に変更するため、字句、文言等を改正するものであります。

改正の方法は、条例などの改正方法に準じておりますので大変わりづらくなっておりますが、内容的にはすべてのソフト事業に過疎債が使えるようにするものであります。

それでは、改正内容のほうに入らせていただきます。

13ページのほうから、文章、そして表のほうの表示をしてございますけれども、まず、過疎地域自立促進計画書第2項産業の振興、第2号その対策のア、農業の文中「地域農業推進基金（仮称）積立金を創設し、当該基金の資金を営農体制の整備に係る経費の財源として活用する」を削除させていただき、事業計画の表、事業内容の欄中「地域農業推進基金（仮称）積立金」を削除させていただくものであります。

また、第10項その他地域の自立促進に関し必要な事項、第1号、現状と問題及び第2号、その対策2、カといたしまして過疎対策事業に対する基金の積み立ての項目並びに文言を加えさせていただき、事業計画の表、事業内容の欄中、過疎地域自立促進特別事業基金積立金を加えさせていただくというものであります。

こうすることによりまして、町過疎地域自立促進計画書に記載されていない過疎対策関係のソフト事業にも使えるということになります。

よろしくご審議をされご可決いただきますよう、お願いを申し上げます。

議長（松崎 勲君） これで議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

〔企画財政室長 荒井清志君登壇〕

企画財政室長（荒井清志君） おはようございます。

それでは、議案第3号 平成23年度長南町一般会計補正予算（第3号）の内容の説明を申し上げます。  
一般会計補正予算書をお願いいたします。

まず、1ページ目をおあげいただきたいと思います。

平成23年度長南町一般会計補正予算（第3号）です。

まず、第1条第1項ですが、歳入歳出予算の総額に1億4,765万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億1,716万9,000円とするものでございます。

第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正に示すとおりでございます。

第2条、地方債の変更については、5ページ、第2表地方債補正に示すとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、事項別明細書により歳出から説明申し上げます。

10ページ目をお願いいたします。

まず、2款総務費、9目防災対策費、11節需用費については、修繕費で公用車の買いかえに伴い移動系の防災無線アンテナ代5万円、庁用車整備代として役場消防隊の消防自動車の車検代7万5,000円の追加をお願いするものでございます。12節の役務費と27節の公課費については、消防自動車の車検に伴う損害保険料と重量税でございます。

3項戸籍住民基本台帳費については、戸籍の電子データ化を進めておりますが、契約の性質上、システムの使用となりますので、13節の委託料から14節の使用料及び賃借料に29万2,000円の予算の組み替えを行うものでございます。

3款民生費、3目児童福祉施設費については、保育所の給食室ブラシ洗浄機の購入費29万8,000円の追加をお願いするものです。洗浄機の購入については、平成22年度の2月補正予算において計上させていただき、購入する予定でしたが、製造工場が福島県原発の30キロ圏内のため製造できず、購入できませんでした。ようやく購入のめどがつかまりましたので、改めて補正し購入するものでございます。

4款衛生費、5目の衛生環境費については、アライグマ、ハクビシン、イノシシなど、有害鳥獣駆除奨励金50万円の増額をお願いするものです。現在、捕獲頭数はアライグマ、ハクビシンで132頭、イノシシは10頭となっており、このペースでいきますと奨励金に不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。当初予算と加えて総額80万円になるところでございます。

5款農林水産業費、3目農業振興費、19節負担金及び交付金については、農産物の生産、加工、販売までを一連で行うための施設投資に「ちばの6次産業化チャレンジ」補助金の交付が受けられます。町の農産物をお弁当として販売する事業が採択されましたので、267万9,000円の補助金を交付するものでございます。財源は全額県からの補助金となります。

11ページ目をお願いします。

7目の圃場整備費については、15節工事請負費で250万円の増額、22節で補償補てん及び賠償金で250万円の減額となっております。両方とも農産漁村活性化プロジェクトで行う利根里地区の土地改良事業費となります。本年度の工事では、電柱の移設が要らない部分を工事することになったことから、移設補償費を減額するもの

ですが、本年度の対象事業費は確定しておりますので、この減額分を請負工事費に組み替え、活用するものでございます。19節負担金補助及び交付金については、農地・水・環境保全向上対策交付金の対象に、長南西部、関原、千手堂の産地区の保全協議会が行う水路補修が採択となりました。かかる費用の40%分、226万3,000円が町の負担となりますので、追加をお願いするものでございます。

ちなみに、50%が国、10%が県の負担となります。

次に、7款土木費、1項土木管理費については、水沼市野々線の水沼の消防機庫がある場所ですが、相続ができず未登記になっておりましたが、相続人が確定し、用地を購入する準備が整いましたので、53万円の追加をお願いするものでございます。

2項の道路橋りょう費、道路維持費、15節の工事請負費については、まず一番上の舗装本復旧工事費が、本年度予定する工事の実施設計がすべて完了しましたので、当初予算との差額454万8,000円を減額補正するものでございます。財源はすべて広域水道や町営ガス事業など、原因者の負担となりますので、特定財源のその他を同額減額するものでございます。

次の道路維持工事については、道路の陥没箇所等の修繕がふえており、工事費に不足が生じるため1,000万円の増額をお願いするものでございます。

また、その下の道路補修工事につきましては、米満今泉線の豊栄小学校から今泉に向けての切り割りのモルタル吹きつけ部分においてクラックが見つかりました。原因は、老朽化に加え、大震災の影響であると考えられますが、補修のため800万円の増額をお願いするものでございます。

3目の道路新設改良費については、利根里線の道路改良工事の2,000万円の減額をお願いするものでございます。利根里線につきましては町単独事業で実施してまいりましたが、来年度から国庫補助の対象事業で実施することができるようになりましたので、減額した工事分は来年度に補助事業として実施するものでございます。なお、本年度の財源はすべて過疎債となりますので、あわせて特定財源の地方債の減額を行っております。

3項河川費、1目河川改良費でございますが、本年度実施いたします利根里地区の土地改良工事による基盤整備に伴い、下流域の排水整備が必要になったこと、また道路冠水被害対策として排水路整備工事費2,500万の増額をお願いするものでございます。財源は全額過疎債となっております。

12ページ目をお願いします。

8款消防費、2目非常備消防費については、東日本大震災により地元消防団員251名が死亡、行方不明になるという不幸な出来事がありました。その多くが公務中であったことから、公務災害補償が行われているところではありますが、結果、財源措置が必要となり、共済への掛金が団員1人当たり1,900円であったものが2万4,700円に引き上がることになり、町負担として277万4,000円の増額をお願いするものでございます。なお、この掛金については特別交付税の対象となります。

次の12款諸支出金、1目財政調整基金については、平成22年度一般会計の決算が確定いたしましたので、地方財政法第7条の規定により繰越金の2分の1の相当額1億2,000万円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入について説明いたします。9ページ目にお戻りいただきたいと思っております。

12款分担金及び負担金、15款県支出金、18款繰入金、21款町債につきましては、特定財源となりますが、18



款の繰入金以外は歳出のところで説明いたしましたので、省略させていただきます。

18款の繰入金につきましては、介護保険特別会計の平成22年度の決算に伴う一般会計への返還金561万1,000円となります。

19款の繰越金は、これは一般財源となりますが、平成22年度からの繰越金1億3,891万円の追加をお願いするものでございます。町債につきましては、先ほど説明いたしましたが、利根里線の道路改良工事で2,000万円の減額になっておりますが、利根里線排水整備工事において2,500万の追加となっておりますので、差し引き500万円の追加という形になっております。

以上をもちまして、議案第3号 平成23年度長南町一般会計補正予算（第3号）についての内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、ご可決いただけますようお願い申し上げます。

議長（松崎 勲君） これで議案第3号の内容の説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、湊 博文君。

〔税務住民室長 湊 博文君登壇〕

税務住民室長（湊 博文君） 議案第4号 平成23年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

平成23年度長南町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ599万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,479万9,000円とさせていただきます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明をさせていただきますので、7ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費でございますが、特定財源の前期高齢者交付金と一般財源のその他の繰越金で35万7,000円の財源更正をお願いするものでございます。

次に、3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金でございますが、本年度の概算支援金の額の決定に伴いまして、19万円の追加をお願いするものでございます。財源は一般財源で、その他の繰越金でございます。

4款前期高齢者納付金等、1項1目前期高齢者納付金でございますが、本年度の概算支援金の額の決定に伴いまして8,000円の追加をお願いするものでございます。財源は一般財源で、その他の繰越金でございます。

次に、11款諸支出金でございますが、580万1,000円の追加をお願いするものでございまして、内訳といたしましては、1項3目一般被保険者償還金におきましては、平成22年度の出産育児一時金補助金等の精算に伴う超過交付分の返還金といたしまして13万7,000円を。次のページをお願いいたします。4目退職被保険者等償還金も、同様に精算に伴いまして退職被保険者等に係る療養給付費交付金の返還金といたしまして566万4,000

円の追加をお願いするものでございます。財源でございますけれども、恐縮でございますが、ページをお戻りいただきまして7ページでございますけれども、3目は一般財源でその他の繰越金、4目の補正でございますけれども、一般財源の中の療養給付費等交付金、繰越金を充てるものでございます。

続きまして、歳入でございますけれども、上のページの6ページをごらんいただきたいと思います。

5款の前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金でございますが、本年度の概算交付金の額の決定によりまして、35万7,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、繰越金でございますけれども、10款繰越金、1項1目療養給付費等交付金、繰越金を566万4,000円、2目のその他の繰越金を69万2,000円、それぞれ追加をお願いするものでございます。

以上が議案第4号 平成23年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の内容でございます。ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

議長(松崎 勲君) これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、石橋弘道君。

〔保健福祉室長 石橋弘道君登壇〕

保健福祉室長(石橋弘道君) おはようございます。

議案第5号 平成23年度長南町介護保険特別会計補正予算(第1号)の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度長南町の介護保険特別会計補正予算(第1号)でございますが、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,503万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,893万5,000円とさせていただきます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のページ、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明させていただきますので、7ページをお開きいただきたいと思います。内容の説明に入る前に、ご承知のこととは存じますが介護保険の財源につきまして概要をご説明いたします。介護保険の財源につきましては、50%を公費で負担しています。残りの50%につきましては被保険者である住民の方に負担していただいております。公費の50%の内訳は、国が25%、県と町が12.5%ずつそれぞれ負担しております。住民の方に負担していただいている50%の内訳ですけれども、20%を1号被保険者の65歳以上の方に負担していただいております。残りの30%につきましては、40歳から64歳までの方に負担していただいております。この30%につきましては、社会保険診療報酬支払基金、通称支払基金と呼んでおりますけれども、ここが取りまとめをいたしまして、一括して長南町介護保険へ交付されております。

今回の補正につきましては、これらの法定負担分の一部につきまして返還をお願いするものでございます。

それでは、内容に入らせていただきます。

7ページ、5款諸支出金、1項3目償還金におきまして、942万円の追加をお願いするものでございます。

40歳から64歳までの第2号被保険者の法定分30%の超過交付、負担金は30%でございます。この超過交付となりました22年度の支払基金交付金への返還金をお願いするものでございます。

次に、2項1目の一般会計繰入金につきまして、561万5,000円の追加をお願いするものでございます。これは、同じように町の法定負担分12.5%ですけれども、これが超過繰り入れとなりました。平成22年度分の一般会計繰入金の精算に基づきまして一般会計にお返しする分ということで、繰り出しを行うものでございます。

これらの財源でございますけれども、前のページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

支払基金等一般会計への返還金の財源といたしまして、9款1項1目繰越金でございますが、前年度の繰越金について1,503万5,000円の追加をお願いするものでございます。

以上が平成23年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議を賜りましてご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（松崎 勲君） これで議案第5号の内容の説明は終わりました。

議案第6号の内容の説明を求めます。

ガス事業室長、岩崎 彰君。

〔ガス事業室長 岩崎 彰君登壇〕

ガス事業室長（岩崎 彰君） おはようございます。

議案第6号 平成23年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の内容について、ご説明申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、本町の小沢地先に工場を移転する株式会社佐久間の一部操業開始に伴う補正をお願いするものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）は、1条で、次に定めるところによらせていただきます。

第2条では、業務の予定量を次のとおり改めるもので、1、供給戸数を4,626戸に、2、年間供給量を766万立方メートルに、3、1日の平均供給量を2万986立方メートルに改めさせていただくものであります。

第3条では、収益的収入支出の予定額を補正するものであります。

まず、収入でございますが、1款ガス事業収益、既定額5億5,415万円に2,085万1,000円を追加し、5億7,500万1,000円とさせていただくものでございます。

なお、各項の内容につきましては、後ほど補正予算実施計画で御説明させていただきます。

次に、支出でございます。

1款ガス事業費用、既定額5億5,364万3,000円に、2,135万9,000円を追加し、5億7,500万2,000円とさせていただくものでございます。

同じく各項の内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

4条では、資本的収入支出の不足額の補てんの財源を改めさせていただきます。

3行目の中ほど、かぎ括弧からになりますけれども、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億8,431万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金706万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,285万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額925万円に改め、資本的収入及び支出の予定を次のとおり

補正させていただくものでございます。

支出でございますけれども、1款資本的支出、既定額2億4,281万5,000円に320万7,000円を追加し、2億4,602万2,000円とさせていただくものであります。

各項の内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

5条では、給与費を改めるものでございます。

職員給与費、既定額5,581万2,000円に967万4,000円を追加し、6,548万6,000円とさせていただくものでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度長南町ガス事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入から御説明いたします。

1款ガス事業収益、既定額5億5,415万円に2,085万1,000円を追加し、5億7,500万1,000円とさせていただくものでございます。

1項1目ガス売り上げ、既定額5億3,735万8,000円に1,827万円を追加し、5億5,562万8,000円とさせていただきます。これは、先ほど申し上げました茂原市から長南町小沢の旧アオキ工業に工場を移転する株式会社佐久間が来年1月から3月の間に機械設備を移設し、一部操業を開始する予定であります。来年4月からは本格的な生産を行う予定であります。これを受けまして、販売見込み量を1月からの3カ月間で24万立方メートル増とさせていただきました。

2項1目受注工事収益では、株式会社佐久間の内管工事の前受け金、既定額に、165万6,000円を追加し、1,777万4,000円とさせていただくものでございます。

3項2目では、雑収入、既定額に、92万5,000円を追加し149万2,000円とさせていただきます。臨時職員等の個人負担分の厚生年金、健康保険料を見込んでおります。

次の収益的支出でございますが、1款ガス事業費用、既定額5億5,364万3,000円に、2,135万9,000円を追加し、5億7,500万2,000円とさせていただくものでございます。

1項1目ガス売り上げ原価を、既定額に、936万7,000円を追加し3億918万5,000円とさせていただくものでございます。これは、株式会社佐久間の販売見込み量増による原ガスの購入代も増となる見込みをしたものでございます。

2項の供給販売費は、既定額に、816万6,000円を追加し1億8,747万7,000円とさせていただくものでございます。職員増による人件費の追加をさせていただくものでございます。

次に、4ページをお開きください。

4項営業雑費用では、既定額に、358万7,000円を追加し2,120万4,000円とさせていただくものでございます。1目受注工事費用では、155万2,000円を追加するものでございます。株式会社佐久間の内管工事1件分の追加を見込んでおります。5目では営業外費用29万円の追加をするものでございまして、事業費増による消費税及び地方消費税でございます。

次の5ページをお願いいたします。

次に、資本的支出ですが、4款資本的支出、既定額2億4,281万5,000円に、320万7,000円を追加し2億

4,602万2,000円とさせていただくものでございます。

1項2目固定資産購入費は、株式会社佐久間の工場に設置するメーター器1台の購入でございます。

以上が資本的収入支出の内容でございます。

次に、6ページをお開きください。

資金計画でございます。

真ん中の二重線より上の段が受け入れ資金、下の段が支払い資金となります。受け入れ資金の既定額8億4,777万5,000円に、2,741万8,000円を追加し8億7,512万3,000円に、支払い金の既定額6億6,226万3,000円に、2,006万8,000円を追加し6億8,233万1,000円にさせていただきます。

一番下になりますけれども、差し引きとして23年度現金の予定額を右側の一番下、1億9,279万2,000円とさせていただきます。

続いて、7ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。本年3月末の見込みを税抜きで表示しております。

経常利益は右下から4行目になりますが、74万9,000円の見込みでございます。前年度繰越利益剰余金とあわせまして、一番下の二重線になりますが、当年度未処理利益剰余金は4,899万2,000円の見込みとさせていただきます。

続いて、8ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

資産の部では、一番下、二重線になりますが、資本合計40億9,296万9,000円の見込みでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

負債の部では、負債合計1億1,118万3,000円、次に資本の部では、右側の下から2行目になりますけれども、資本合計39億8,178万7,000円、その下の二重線になります。負債、資本合計40億9,296万9,000円の見込みとさせていただきます。

前のページ、8ページの資産合計40億9,296万9,000円と、ただいまの負債、資本合計40億9,296万9,000円になりまして、貸方、借方双方ともに同額の見込みとさせていただきます。

続いて、10ページ、11ページは、給与費明細書でございます。

また、12ページ以降は、補正後の実施計画を長南町、睦沢町に分けた内容でございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上、雑駁な説明でございましたけれども、平成23年度長南町ガス事業会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長(松崎 勲君) これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時30分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(午前10時11分)

議長(松崎 勲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

議長（松崎 勲君） 認定第1号の内容の説明を求めます。

会計管理者、古山幹雄君。

〔会計管理者 古山幹雄君登壇〕

会計管理者（古山幹雄君） それでは、認定第1号になります。平成22年度の長南町一般会計歳入歳出決算認定についての内容説明を申し上げたいと思います。

早速でございますけれども、この分厚い決算書の2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

ここには、2ページ、3ページには、各会計別の決算の一覧を載せてございますけれども、一番上の段、一般会計についてでございますが、予算額は歳入歳出それぞれ同額の41億7,239万4,000円、決算額は歳入が43億1,168万4,744円、歳出が40億5,033万254円で、差し引き残高といたしまして2億6,135万4,490円となったところでございます。

次に、大変恐縮でございますけれども、説明の都合上、少し飛びまして88ページと89ページをお願いいたします。88ページと89ページになります。

一番下のほうの合計欄をごらんください。

平成22年度の一般会計は、当初予算といたしまして37億8,000万円でスタートいたしました。それに4回の補正を行いまして、合計で3億1,134万6,000円の追加の補正をお願いしたところでございます。これに、さらに平成21年度からの繰越事業費、繰越財源充当額8,104万8,000円を加えまして、予算現額が41億7,239万4,000円となったところでございます。

なお、この21年度から22年度への繰越事業費8,104万8,000円の内容でございますが、全部で7事業ほどございます。ここに記載されていませんので、大変恐縮に存じますけれども、主な内容は、総務費で、庁舎の受変電設備、いわゆるキュービクルの改修事業、地域防災計画の改定事業、防災情報通信設備改修事業の3つで、なお、民生費では、子ども手当の準備事業、衛生費で新型インフルエンザの予防接種負担軽減事業、そのほか土木費では、町道の改良とか舗装の修繕8路線、そのほか教育費で小・中学校の理科教材購入事業など、これは主に国の経済対策によりますところの補正予算に関連した事業で、交付決定がおくれたことなどによりまして、21年度から22年度に繰り越しされたものでございます。後ほど該当する箇所でも説明したいと思います。

それでは、内容に入らせていただきます。

大変恐縮ですが、58ページへお戻りください。58ページをお願いします。

まず、最初に歳入からご説明いたしたいと思います。

まず、この表でございますけれども、右側のページに上段、右側のページ、上段部分に調定額、そして不納欠損額という言葉があります。聞きなれない用語だと思いますので、若干説明したいと思いますけれども、最初に、調定額とありますけれども、これは、歳入を徴収する場合に、地方自治法の規定に基づきまして、その歳入の内容を調査して収入金額等を決定するということでありまして、言いかえますと歳入の見積もり額とか、町税でいいますと課税する額のことになります。

そのほか、不納欠損額という言葉があると思いますけれども、これは、調定は行ったものの、例えば会社が倒産とか廃業した場合や、債務者の所在が不明の場合、また、時効などにより債権が消滅したときなどに徴収

をあきらめる際に行う手續のことでございます。したがって、一番右の収入未済額は調定額から収入済額と不納欠損額を差し引いた額となります。

それでは、まず第1款の町税でございますが、町税全体では収入済額12億6,222万4,791円、不納欠損額212万8,867円、収入未済額1億2,524万5,800円でございます。調定額に対します徴収率は90.83%、前年度より0.22ポイントほど伸びてございます。

次に、1項町民税になりますけれども、収入済額では1目の個人町民税が3億9,532万4,024円で、前年度より4,297万8,000円ほど、率にしまして9.8%の減、2目法人町民税が9,380万5,100円となり、前年度より2,742万4,000円、率で41.3%の増となりまして、町民税全体の収入額は4億8,912万9,124円となりまして、前年度と比較いたしまして1,555万5,000円、率で3.1%の減という結果となりました。これは、法人町民税においては、現在の厳しい経済状況の中にあっても、業績向上などにより増収となりましたけれども、同じく景気の低迷が続く中で、給与所得のほうの伸びが伸び悩みによりまして個人町民税が減収になったことによるものでございます。

次に、2項固定資産税の収入済額は6億9,693万7,021円で、前年度と比較しまして132万円の増となっております。これは、滞納繰越分の収入が386万5,000円ふえたことによるものでございます。町民税と固定資産税で町税全体の94%ほどを占めることとなります。

次に、不納欠損額の欄をごらんいただきたいと思いますが、上から2段目、町民税で71万1,367円、固定資産税のところでは138万2,900円、軽自動車のところで3万4,600円、町税全体では一番上の合計の欄になりますけれども、212万8,867円となっており、前年度から比べますと49%ほどの減となっております。

また、収入未済額の欄をごらんいただきたいと思いますが、町税全体では、一番上、1億2,524万5,800円、その下の欄で町民税が2,220万2,236円、固定資産税のところでは4,154万8,644円、軽自動車税で103万3,620円、町たばこ税と鉱山税はゼロでございまして、特別土地保有税で6,046万1,300円が収入未済額となったところでございます。

次のページ、60ページをお願いいたします。

2款地方譲与税になります。国税として徴収されました税金が一定の基準により地方に配分されるものでございまして、地方揮発油税、いわゆるガソリン税と自動車重量譲与税がございまして、前年度に比べまして299万円、率で3.0%の減の9,764万3,068円の交付でございました。

次の3款利子割交付金では、前年度に比べまして、25万3,000円、7.7%の減で、305万円の交付でございました。

4款配当割交付金では、これも前年度より31万2,000円減の118万9,000円の交付でございました。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、次の62ページをお願いいたします。

一番上の欄でありますけれども、株式市場の低迷の影響が依然残っておりまして、前年度より11万9,000円減の65万4,000円と低い額の交付となっておりますところでございます。

6款地方消費税交付金は、例年並みの9,527万7,000円の交付でございました。

7款ゴルフ場利用税交付金は、前年度より約900万円減の1億1,034万2,715円の交付でございました。

8款自動車取得税交付金は、前年度より約690万円減の3,237万6,000円の交付となりました。これは、エコ

カー減税などによる交付金の減が影響しているものと思われます。

次、64ページをお願いいたします。

9款地方特例交付金では、前年度より約400万円増の2,188万円の交付となりました。これについては、従来からのエコカー減税などの税控除の実施に伴う減収補てん特例交付金に加えまして、子ども手当が創設されたことに伴う地方負担の発生に対応するため、児童手当及び子ども手当特例交付金が交付されたことによるものでございます。

次、10款地方交付税ですが、普通交付税、特別交付税、両方合わせまして、前年度より1億906万円増の13億4,027万1,000円の交付でございました。約1億円ほど伸びたわけでございますけれども、これは、国の緊急経済対策に関連いたしまして、町の支出においていわゆる雇用対策とか地域資源の活用対策などの経費が増加したものでありまして、地方交付税でいいますところの基準財政需要額がふえたことによるものでございます。

11款交通安全対策特別交付金につきましては、ほぼ前年度並みの272万3,000円の交付でございました。

次の66ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金ですが、収入済額は5,656万3,156円でございます。この主なものは1目のところで民生費負担金で保育料負担金、2目のところでは土木費負担金で舗装本復旧工事負担金などでございます。

なお、収入未済額60万1,500円でございますけれども、このうち農林水産業費分担金のうち、農業費分担金44万6,000円につきましては、23年度への繰越明許費として設定しました農村漁村活性化プロジェクト支援事業の利根里地区の圃場整備事業の受益者の分担金でございます。

さらに、収入未済額の民生費負担金の収入未済額ですけれども、15万5,500円につきましては、保育料の負担金の未納分でございます。

13節使用料及び手数料は、ほぼ前年度並みの5,989万9,892円でございます。

次の68ページをお願いいたします。

使用料及び手数料の主なものとしたしましては、町営住宅の使用料あるいは道路占用料、戸籍や税証明などの手数料などの収入でございます。なお、使用料のうち、4目土木使用料の収入未済額81万5,900円、これにつきましては町営住宅使用料の未納でございます。

14款国庫支出金でございますが、調定額3億3,261万6,777円、収入済額2億7,836万4,777円、収入未済額5,425万2,000円となったところでございます。収入済額は、前年度と比べますと約1億6,000万円の減となりました。この1億6,000万ほどの減となった要因でございますが、次の70ページをお願いいたします。

上から6段目の6節、子ども手当負担金ということで、手当支給開始に伴います増加があったわけでございますけれども、前年度の21年度では、同じく国の施策として実施しました定額給付金の支給事業、これの補助金交付が22年度ではなくなったことが、これが大幅な減額の要因でございます。

次の72ページをお願いいたします。

国庫支出金ほか主なものとしたしましては、3目で教育費国庫補助金で、情報通信技術地域人材活用事業交付金、この事業につきましては後ほど歳出のところの説明したいと思います。

同じく教育費の理科教育設備整備費等補助金ですが、これは21年度から繰り越し事業として実施しました各小・中学校への理科教材購入事業への補助金でございます。



6目総務費国庫補助金では、21年度からの繰り越し事業で実施いたしました防災情報通信設備事業交付金、それと地域活性化きめ細かな臨時交付金、そして22年度の国の補正予算で創設されました住民生活に光をそそぐ交付金などがございます。

また、収入未済額でございますが、収入未済額のところをご覧くださいと思いますが、農林水産業費国庫補助金の収入未済額1,265万円は、23年度に繰り越しいたしました農村漁村活性化プロジェクト新事業の例の利根里地区のほ場整備事業になります。

また、総務費補助金の収入未済額4,160万2,000円は、地域活性化交付金、きめ細かな交付金で、これは保育所の木造園舎の補強事業、それと町道改良事業、米満27号線と長南66号線の2路線の関係になります。いずれも、22年度から23年度へ繰越明許費の設定をさせていただいた事業になりますが、きめ細かな交付金につきましては、国の緊急総合経済対策として22年度補正予算において交付決定された補助金でありまして、交付決定が遅くなったことなどの理由によりまして、次年度、23年度へ繰り越すものでございます。

次の74ページをお願いいたします。

15款県支出金でございますが、調定額2億6,906万5,440円、収入済額2億6,676万5,440円、収入未済額が230万円でございます。収入済額のほうは、前年度と比べますと約9,000万円の増となりました。この主な原因は、1目民生費負担金で、5節のところに子ども手当負担金の増のほか、あとは、2枚ほどめくっていただきまして、78ページをお願いいたします。

78ページのところで3目農林水産業費県補助金で、上から2行目、農村漁村地域活性化事業交付金、これが増になっております。また、5目商工費県補助金で緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金などが増になっております。また、農業費補助金の収入未済額230万円でございますけれども、先ほど国庫補助金のところでご説明いたしました利根里地区のほ場整備事業の関係の県補助金分でございます。

次、80ページをお願いいたします。

16款財産収入でございます。収入済額544万2,841円、前年度より約180万円の増となりました。

次の82ページをお願いいたします。

そのうち1目不動産売却収入のこの中には、かつての財団法人南部開発公社長南支部、現在は解散して存在しませんけれども、この開発公社の分譲した又富団地1区画分の売り払い収入が含まれておるところでございます。

17款寄附金の収入済額は15万円、これはふるさと納税といたしまして2件分の寄附があったところでございます。

18款繰入金でございますが、1億3,578万7,925円で、前年度より約2,150万円の減でございます。財政調整基金のほか、各特別会計からの繰入金になります。

続きまして、84ページをお願いいたします。

19款繰越金、前年度繰越金でございますが、1億6,032万6,101円となりました。

次、20款諸収入ですが、8,275万4,038円でございます。なお、その右の収入未済額116万2,930円でございますが、これにつきましては次の86ページをごらんいただきたいと思います。

1目の貸付金元利収入で、住宅新築資金等貸付金の返済未納分で38万3,580円でございます。

また、同じく収入未済額でございますけれども、5款の雑入77万9,350円、これは主に給食費負担金の未納分でございます。

次に、88ページをお願いいたします。

21款になります。町債ですが、収入済額2億9,800万円、前年度に比へまして1億230万円の増となりました。これは、制度上有利な地方債でございます臨時財政対策債への増額や振りかえ、また新しく過疎対策事業債を起こしたことによるものでございます。

以上が歳入合計で予算現額41億7,239万4,000円、調定額が44億9,819万1,741円、収入済額43億1,168万4,744円、収入未済額1億8,437万8,130円の内容でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、90ページをお願いいたします。

歳出のほうでは、まず1款議会費でございますが、支出済額が7,550万7,178円でございます。前年度に比へまして約880万円ほどの減となりました。これは、議員定数に對しまして2名の欠員が生じておりましたことが減額の原因となりますが、そのほかの経費につきましてはほぼ前年並みの支出でございます。

2款総務費、支出済額7億1,854万6,139円となりました。前年度に比へますと約1億8,900万ほどの減となりましたが、これは21年度に単年度事業として実施しました定額給付金の給付事業、これがなくなったことによるのが大きな原因でございます。

94ページをお願いいたします。

94ページ、5目財産管理費中、中ほどになりますが、15節工事請負費、庁舎受変電設備改修工事、いわゆるキュービクルの改修工事でございますが、451万5,000円、これは冒頭お話ししました21年度からの繰り越し事業で、きめ細かな臨時交付金の対象事業でもございます。設備の老朽化が進んだことなどから改修を実施したものでございます。

次に、96ページをお願いいたします。

8目地域振興費、そのうちの13節委託料の一番下になります巡回バス運行業務委託料、1,543万5,000円の支出でございました。この事業につきましては、利用者数の伸び悩みが続いていることなどから、本年度23年度においては公共交通活性化協議会を組織いたしまして、町全体の公共交通のあり方を検討しているところでございます。

次に、9目の防災対策費の13節委託料、地域防災計画修正業務、さらに、防災情報通信設備事業システムソフト改修委託の事業も、この二つの事業も21年度からの繰り越し事業になります。この防災情報通信設備事業システムソフト改修ですけれども、これは全国瞬時警報システム、別名J-アラートと呼ばれていますけれども、気象庁から発信されます地震警報、津波警報あるいは内閣から発信されます例えばミサイル発射などのテロ攻撃などの武力攻撃情報を、防災行政無線を通じて瞬時に自動的に放送を行うシステムのことでございます。

次の98ページをお願いいたします。

同じく防災対策費、18節備品購入費では、全体の約半分の23局分になります防災行政無線屋外子局用のバッテリー購入費でございます。災害等の停電時の対応として実施したものでございます。

次、10目諸費、そのうちの22節補償補てん及び賠償金のところで、南部開発公社の債務保証にかかる保証金でございます。昨日の報告第1号のところで町の健全化判断比率の中で、将来負担比率のところで説明があっ

たかと思えますけれども、既に解散いたしました財団法人長生郡南部開発公社長南支部と金融機関との調停に基づきました開発公社の借入金を補償金として返済しているものでございます。債務負担行為として設定されておりまして、平成19年度から返済が始まりまして、48年までの30年をかけて返済するものでございます。

次に、100ページをお願いいたします。

2項徴税費中、2目の賦課徴収費、13節委託料、1,960万9,184円、電算事務委託料ほかとありますが、この中には土地評価鑑定委託料449万6,400円も含まれております。23年度の固定資産評価替えに向けての土地評価鑑定を委託した経費が含まれております。

次、102ページをお願いいたします。

4項選挙費、22年度では参議院議員選挙が執行されましたので、3目で参議院議員選挙費といたしまして、次の104ページをお願いいたします。104ページにかけまして、関係する経費を支出した内容を記載してございます。

次の5項統計調査費でございますが、これにつきましては、内容的には次の106ページをお願いいたします。

106ページ、統計では平成22年国勢調査が行われましたので、同じく関係経費を支出しております。

次が3款民生費でございます。支出済額8億7,903万4,579円は、前年度より約1億1,000万円の増となりました。また、23年度への繰越明許費といたしまして2,160万円を設定いたしました。なお、前年度に比べまして約1億2,000万円ほどの増加の原因でありますけれども、後ほど説明いたしますが、子ども手当の支給が22年度から始まったことによるものでございます。

また、繰越明許費2,160万円につきましては、保育所木造園舎耐震補強事業でございます。この事業は、国の緊急経済対策としての地域活性化交付金、きめ細かな交付金事業を活用して、23年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

続きまして、108ページをお願いいたします。

108ページ、ここでは主に障害者福祉の関係の経費を支出しておりますが、そのほか、一番下の段になりますけれども、繰出金でございますが、国保特別会計繰出金は7,403万3,578円となりまして、前年度より約2,100万円の増でございます。これにつきましては、国保のほうの制度改正がございまして、6割、4割の軽減割合を7割、5割、2割の軽減としたことによりまして、軽減対象者がふえたことによりまして負担増が原因となっているところでございます。

次に、110ページをお願いいたします。

一番上の段、介護保険特別会計繰出金1億4,738万6,000円、ほぼ前年度並みの支出でございます。

2目老人福祉費では、8節報償費のところ、長寿祝い金を支出、支給しております。長寿のお祝いといたしまして、満80歳、85歳、90歳、95歳、そのほか数え100歳、満100歳以上の高齢者に祝い金を支給したところでございます。

また、その下、ほぼ中段あたりになりますけれども、負担金補助及び交付金のところで、2つ目で、地域密着型サービス施設等整備補助金、すぐその下の同じく開設準備事業補助金、これにつきましては、社会福祉法人親和会が運営するグループホーム上埴生の郷、これに隣接してオープンしました同じくグループホームのべに花と呼ばれておりますけれども、ここへの補助金でございます。

次に、112ページをお願いいたします。

6目後期高齢者医療費でございますが、平成20年度から制度がスタートいたしまして3年目になります。負担金補助及び交付金は、前年度より約880万円減の9,930万6,523円になりました。医療費、そのほか事務費負担金を広域連合に支払っているところでございます。また、その下の繰出金は、一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金になりますが、ほぼ前年度並みの支出となっております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の8節報償費で、出産祝い金を支給しております。お子様の誕生を祝福して出産祝い金として1人10万円を差し上げております。なお、対象者は33名でございます。

次に、114ページをお願いいたします。

2目児童措置費、上から3段目、扶助費でございますけれども、国の制度として平成22年4月分から支給が始まりました子ども手当と従前の児童手当制度に基づきます児童手当、平成22年2月、3月分の児童手当になります。両方合わせまして1億440万3,000円の支出でございます。

次の3目児童福祉施設費では、保育所木造園舎補強工事を23年度に事業繰り越すため、委託料で270万円、工事請負費で1,890万円の繰越明許費を設定いたしました。なお、工事につきましては、本年8月末に発注済みでございます。

次、116ページをお願いいたします。

4款衛生費でございますが、支出済額3億9,040万1,965円、ほぼ例年並みの支出でございます。

1目保健衛生総務費、19節の負担金補助及び交付金では、広域市町村圏組合の水道会計、病院会計などの各会計の負担金でございます。ここには消防費あるいはごみ処理関係の清掃費の負担金は含まれておりませんけれども、この2つを除く負担金の合計で1億3,715万2,500円、前年度より約340万円の減でございます。

2目予防費の委託料でございますが、次の118ページをお願いいたします。

予防費のところ、上から4番目、個別予防接種委託料ほかとありますが、この中には高齢者インフルエンザの予防接種で2,157名分のほか、このほか子宮頸がん等ワクチン接種緊急事業といたしまして、これは任意接種でございますが、子宮頸がん、肺炎球菌、ヒブワクチンの予防接種などを希望者に実施したところがございます。

次に、3目母子保健費の扶助費、20節の扶助費でございますが、子供医療費扶助といたしまして、本町では21年度から医療費扶助の対象を中学生まで拡大して助成しております。対象者は小・中学生で1,020件、就学前の乳幼児で6,384件の助成を実施したところございまして、子育て世代の経済的支援を行ったところでございます。

次、5目環境衛生費になりますが、これにつきましては、次の120ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金の下の2番目のほうの合併処理浄化槽設置整備事業補助金、これにつきましては21基分の補助金の交付でございます。

2項清掃費、19節負担金補助及び交付金では、広域組合の衛生費負担金といたしまして9,096万9,000円、これはごみ処理関係の負担金でございます。前年度より約250万円の減でございます。

次に、5款農林水産業費でございますが、支出済額4億1,899万1,732円で、前年度より約8,500万円の減となりました。また、繰越明許費2,328万円を設定いたしました。これは、利根里地区のほ場補助整備事業の関

係になります。なお、前年度に比較しまして約8,500万円減の主な原因でございますが、恐縮ですが124ページをお開き願いたいと思います。

6目の農地費、工事請負費でこのところで約2,300万円の減となりました。これは21年度で須田地区のふるさと農道整備工事が終了したこと、また同じく21年度においては、国の補正予算措置でこの経済対策といたしまして農道舗装など約9路線を実施しましたが、22年度ではここに記載しました広域農道の工事以外大きな工事はありませんでした。

また、7目のほ場整備費では、21年度で埴生川 期地区の換地清算事務の支払いが終了したことによりまして、約6,600万円ほどの減となっており、これらのことが農林水産業費の対前年比較約8,500万円ほど減の主な要因となったところでございます。

また、4目のところで、農村総合整備費の繰出金でございますが、農業集落排水事業特別会計への繰出金1億6,700万円でございます。農業集落排水事業の起債の償還のピークが過ぎていることから、前年度で約500万円ほどの減となっております。

また、7目のほ場整備費になりますが、繰越明許費を設定しております。先ほどお話ししました利根里地区のほ場整備事業の関係でございます。これにつきましては、次の126ページにかけまして需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料において繰越明許費を設定しているところでございます。

同じくほ場整備費の19節負担金補助及び交付金、上から3つ目になりますけれども、農地・水・環境保全向上対策事業ですが、町内に10カ所ほどの地区の保全協議会が組織されておりまして、農用地、水路、農道、ため池などの保全維持管理が地域ぐるみによります共同活動で実施されているところでございます。

次、128ページをお願いいたします。

6款商工費になりますけれども、商工費につきましては、前年度より約640万円ほどの減で、3,198万9,237円となりました。この減額の要因でございますが、次の130ページをお願いいたします。130ページで、観光費の15節工事請負費でございますが、21年度におきまして町営の笠森駐車場トイレの改修工事、また笠森弁天谷堰公園改修工事などを実施いたしまして終了しました。22年度ではこのような大きな工事がありませんでしたので、対前年度比較で減となりましたが、その他の経費につきましてはほぼ例年並みの支出になったところでございます。

次に、7款土木費でございますが、支出済額2億4,604万9,914円、繰越明許費3,000万円の設定でございます。この繰越明許費は、道路改良事業で米満27号線、長南66号線の2路線の事業費を23年度に繰り越したものでございます。この2路線ともに、工事はほぼ完了しております。

次に、134ページをお願いいたします。

134ページの2目道路維持費の工事請負費でございますが、支出済額5,376万1,980円になりました。舗装修繕工事では、21年度からの繰り越し事業で実施しました蔵持水沼線、また舗装本復旧工事では、蔵持水沼線ほか4路線、道路維持工事では小沢美原台線ほか96路線、排水整備工事では柵毛線などのそれぞれの整備を実施したところでございます。

次の、3目道路新設改良費の工事請負費ですが、支出済額6,918万6,600円になりました。単独道路改良工事、単独舗装工事ともに21年度からの繰り越し事業で実施いたしました坂本85号線のほか6路線、さらに次の136

ページになります。右側の一番上に、地方特定道路整備工事では、利根里線の整備を実施したところがございます。

次に、4目の道路新設改良費の委託料でございますが、町内147カ所の橋りょうの長寿命化修繕計画を策定いたしました。この計画によりまして、緊急性の高い橋から架け替え工事などの整備を進めていくこととなります。

次に、138ページをお願いいたします。

5項都市計画費の委託料、耐震診断委託料ですが、これにつきましては役場本庁舎と給食所の耐震診断を実施したところがございます。

8款消防費になります。広域消防への負担金になりますが、支出済額1億5,607万9,000円、ほぼ前年度並みの支出となりました。常備消防、非常備消防、消防施設費などの負担金でございます。

次に、140ページをお願いいたします。

9款教育費でございますが、支出済額4億2,533万4,161円で前年度より約4,400万円ほどの増となりました。

2目事務局費の報酬では、非常勤講師報酬ということで、各小・中学校に1名ずつの非常勤の学習支援指導員を配置いたしまして、きめ細かな学習指導を実施したところがございます。

同じく事務局費の13節委託料のところでは、中学生のほか各小学校の1年生、保育所を対象に英語指導助手、いわゆるALTを派遣いたしまして、英語教育の推進を図ったところがございます。

次の142ページをお願いいたします。

一番上の段になりますけれども、こどもの夢を育む事業では、各小・中学校において独自の発想の中、特色のある教育活動に取り組んだところがございます。なお、これにつきましては、23年度から「キラリ輝く長南っ子事業」ということで名前を変えまして、その内容をほぼ引き継いで実施しているところがございます。

次の144ページをお願いいたします。

2目教育振興費の委託料では、ここでは情報通信技術地域人材育成活用事業を実施いたしました。これは、国の緊急雇用対策の一環といたしまして事業が創設されたもので、これによりまして地域の人材を活用して情報通信技術等を活用することによりまして、地域雇用の創出とか地場産業の活性化を図ることを目的としております。この事業を活用することによりまして、小学校の授業に小型のパソコンを使った新しい教育方法をモデル的に実施したもので、児童一人一人の理解度が即座にわかる授業が展開できたところがございます。全額が国庫補助金、いわゆる交付金事業でございます。

同じく委託料で、国際理解教育指導委託では、小学校3年から6年生を対象に週1時間の英会話教育を実施しておりまして、英語を先取りするというところで国際理解教育の推進を図っているところがございます。

次に、148ページをお願いいたします。

4項社会教育費では、従来からの社会教育事業のほか、公民館を活動の拠点にした各種の教室を開催いたしました。経費的にはほぼ例年並みの支出となりました。

続きまして、154ページ、少し飛びまして154ページをお願いいたします。

2目給食施設費では、児童・生徒、職員を対象に年間合計で11万6,940食分の給食を提供したところがございますが、経費的にはほぼ例年並みの支出となったところがございます。

次に、156ページをお願いいたします。

10款災害復旧費でございますが、支出済額885万7,800円で、農林水産施設では農地災害で市野々のほか4カ所、町単独の小規模災害補助で佐坪ほか3カ所、公共土木施設では次の158ページになります。一番上の段のところで、単独の道路災害復旧で豊原90号線ほか5カ所を公共道路災害復旧で笠森1号線、さらに単独の河川災害復旧では、佐坪川ほか2カ所の災害復旧工事を実施したところでございます。

11款公債費につきましては、支出済額4億3,826万9,549円で、前年度に比べまして約214万円ほどの減となりました。

12款諸支出金でございますが、支出済額2億6,126万9,000円となりました。

内容は、次の160ページをお願いいたします。

基金費になります。この中で、22年度に新しく設置した基金といたしまして、8目の地域農業推進基金で1億2,000万円を、9目住民生活に光をそそぐ基金で1,110万円を、次の10目過疎地域自立促進特別事業基金で3,500万円の積み立てを行ったところでございます。

次に、162ページをお願いいたします。

13款予備費でございますが、支出がございませんでした。

以上が歳出の合計、予算現額で41億7,239万4,000円、支出済額40億5,033万254円、繰越明許費が7,488万円の内容でございます。

次のページ、164ページをお願いいたします。

ここでは、実質収支に関する調書でございます。歳入総額が43億1,168万5,000円、歳出総額40億5,033万円、歳入歳出差し引き額2億6,135万5,000円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源1,788万2,000円を差し引いた額2億4,347万3,000円が実質収支額となります。

なお、166ページ以降には、財産に関する調書のほか、参考資料を添付してございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

また、決算書と一緒に平成22年度主要事業成果説明書、別冊でございますが、こういった印刷物をお配りしてあると思っております。配付させていただきますので、あわせて後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で認定第1号 平成22年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わりとさせていただきます。よろしくご審議賜りまして認定いただきますよう、お願いいたします。

議長（松崎 勲君） これで認定第1号の内容の説明を終わりました。

認定第2号から認定第4号までの内容の説明を求めます。

税務住民室長、湊 博文君。

〔税務住民室長 湊 博文君登壇〕

税務住民室長（湊 博文君） それでは、平成22年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の内容につきましてご説明させていただきます。

説明に入ります前に、初めに国保の加入状況について若干申し上げます。

平成22年度末の国保の加入世帯でございますが、1,553世帯、また被保険者数でございますけれども、2,792人でございました。前年度に比較しますと、世帯数で3世帯の増、被保険者数では26人の減となったところで

ございます。

それでは、事項別明細書によりまして説明をさせていただきたいと思いますので、決算書の184ページをお開きいただきたいと思います。

歳入からご説明申し上げます。

1款国民健康保険税でございますが、収入済額が3億405万3,029円、不納欠損額319万9,700円、収入未済額が9,046万6,510円となったところでございます。

1目一般保険者国民健康保険税におきましては、収入済額2億6,729万3,275円でございます。現年度分の収納率は医療分後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせまして91.30%となったところでございます。

次の2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、収入済額3,675万9,754円となりまして、同様に収納率は97.49%でございます。なお、一般と退職を合わせました現年課税分の収納率につきましては、92.04%でございます。前年度比0.42%の増でございます。

次のページ、186ページをお願いいたします。

3款国庫支出金でございますが、収入済額は2億6,610万5,658円となりました。前年度比373万3,086円の減となったところでございます。

このうち、1目の療養給付費等負担金でございますが、収入済額は2億455万4,543円でございます。これは、療養給付費、介護納付金、後期高齢者医療費支援金等の総額の100分の34相当の交付でございます。

次の2目高額医療費共同事業負担金でございますけれども、高額医療費拠出金の4分の1相当の交付でございます。収入済額は410万9,115円でございます。

次の3目特定健康診査等負担金でございますが、対象経費の3分の1相当の交付でございます。収入済額は111万2,000円でございます。

次に、2項国庫補助金の関係でございます。

次のページの188ページをお開きいただきたいと思います。

1節の普通調整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を調整するものでございまして、収入済額5,516万5,000円の交付でございます。

2節の特別調整交付金でございますけれども、新しい制度でございます。非自発的失業者に係る保険税の軽減に伴うものでございまして、収入済額67万8,000円の交付でございます。

2目出産育児一時金補助金でございますが、収入済額24万円でございます。1件当たり2万円掛ける12件分の交付でございます。

3目需用費の補助金でございますが、これは高齢者受給者証の印刷経費等に対しましての補助でございます。収入済額は24万7,000円でございます。

次に、4款療養給付費等交付金でございますが、収入済額は8,221万5,169円でございます。退職被保険者の医療制度に基づきまして支払基金から交付をされたものでございまして、医療費の大幅な伸びと過年度分の精算に伴う交付があったことで、前年度比5,409万4,169円の増となったところでございます。

次に、5款前期高齢者交付金でございますが、65歳から74歳までの被保険者に対する医療分に対して交付されたものでございまして、収入済額は2億4,400万5,843円の交付でございます。



次のページ、190ページをお願いいたします。

6 款県支出金の関係でございますが、収入済額5,246万2,115円でございます。

1 項県補助金、1 目高額医療費共同事業負担金でございますけれども、国と同様に高額医療費拠出金の4分の1相当でございます、410万9,115円の交付でございます。

2 目特定健康診査等負担金も国と同様で111万2,000円でございます。

次に、2 項県補助金、1 目財政調整交付金につきましては、1 節普通調整交付金で収入済額3,755万9,000円、特別調整交付金といたしまして収入済額968万2,000円でございます。これは、国保財政の安定化を図るため、医療給付費の7%程度が交付されているものでございます。

次に、7 款共同事業交付金でございますけれども、収入済額は1 億1,667万2,972円でございます。

1 目高額医療費共同事業交付金につきましては、国保団体連合会が実施の主体となりまして行われております高額な医療費に対するいわゆる再保険事業でありまして、1 件当たり80万円を超える医療費が対象となっております。収入済額は1,367万7,402円でございます。

2 目保険財政共同安定化事業交付金でございますが、都道府県単位での保険運営を推進するため、やはり連合会が事業主体となって実施している事業でございます、1 件当たり30万円を超える医療費が対象となっております。収入済額は1 億299万5,570円でございます。

次の192ページをお願いいたします。

8 款財産収入は、基金の積立金利息でございます。

9 款繰入金でございますが、7,403万3,578円でございます。すべて2 目一般会計繰入金でございます、税の軽減分、職員給与費、また助産費等の制度に基づく繰り入れでございます。

次に、10 款繰越金でございますが、194ページをお願いいたします。前年度からの繰越金でございます、収入済額は4,877万7,840円でございます。

次に、11 款諸収入でございますが、収入済額は315万6,250円でございます、1 項延滞金、2 項預金利息、3 項雑入、1 目一般被保険者、第三者行為納付金のほか、3 目の一般被保険者返納金でございますが、次のページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては、国民健康保険で給付したものが労災認定となったことによりまして、返納されたものでございます。

次の5 目雑入でございますが、老人保健制度の清算に伴う医療費拠出金の返還金等でございます。

以上、歳入の合計でございますが、収入済額は11億9,189万930円、不納欠損額319万9,700円、収入未済額が9,046万6,510円となったところでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。198ページになります。

歳出でございますが、1 款総務費の支出済額は3,105万223円でございます。前年度並みでございます。うち1 目一般管理費では2,641万6,580円でございます、人件費のほか事務に係る電算経費等になってございます。

また、2 目連合会負担金は、国民健康保険団体連合会への負担金でございます、支出済額86万3,400円でございます、前年と同額になってございます。

2 項1 目賦課徴収費でございますが、支出済額は366万2,043円でございます、保険税の賦課徴収に係る電算委託料等でございます。

次に、3項1目の運営協議会費につきましては支出済額11万200円でございます、次の200ページをお願いいたします。国民健康保険運営協議会の委員さんの報酬等でございます。

次に、2款保険給付費でございますが、支出済額は7億8,722万4,493円でございます、前年度比4.8%の増でございます。歳出の約70%を占めるものでございます。

このうち、1目の一般被保険者療養給付費、いわゆる一般の医療、外来、入院、歯科、調剤等にかかるものでございますが、支出済額6億1,847万8,284円、前年度比0.9%の減となったところでございます。

2目退職被保険者等療養給付費につきましては、支出済額7,183万8,008円でございます、前年度比77.1%の増となりました。これは、退職被保険者の増とともに、高額な給付が発生したことによりまして増となったものでございます。

3目一般被保険者療養費でございますが、療養費につきましては柔道整復師の施術等に係るものでございまして、支出済額643万3,084円でございます、前年度比1.1%の減となったところでございます。

4目退職被保険者等療養費でございますが、支出済額46万7,595円でございます、前年度比91.7%の増となったところでございます。

次の202ページをお願いいたします。

5目の審査支払手数料でございますが、こちらの関係につきましては、国保団体連合会の審査支払いの委託の関係でございます、支出済額297万3,052円でございます、4万8,596件分の審査支払いでございます。

2項高額療養費でございますが、支出済額は8,289万4,470円でございます、1目一般被保険者高額療養費におきましては支出済額7,066万8,712円となりまして、前年度比1.7%の増となったところでございます。

2目退職被保険者等高額療養費におきましては、支出済額1,221万5,746円でございます、療養給付費と同様の理由によりまして、前年度比276%と大幅な増となったところでございます。

次のページ、204ページをお願いいたします。

3目の一般被保険者高額介護合算療養費では、1件分の支出でございます。

次の3項移送費につきましては、支出がございません。

4項1目出産育児一時金でございますが、支出済額は294万円でございます、1件当たり42万円の支給ということで、7件分の支出でございます。

5項1目葬祭費でございますが、支出済額は120万円でございます、1件5万円24件分の支出でございます。

次に、3款後期高齢者支援金等でございますが、支出済額は1億1,263万2,872円でございます、後期高齢者医療制度におきまして、現役世代、ゼロ歳から74歳からの支援として、国民健康保険を含めて各医療保険制度から拠出するものでございまして、後期の制度におきましては約4割相当を担うものでございます。

次のページ、206ページをお願いいたします。

4款前期高齢者納付金等でございますが、支出済額は19万6,585円でございます。こちらにつきましては、被保険者の65歳から74歳の偏在によりまして保険者間の不均衡を各保険者間の当該年度への加入者数に応じまして調整をする制度からの交付でございます。

5款老人保健拠出金でございますが、支出済額は8,780円でございます、次のページの208ページでござい

ますが、3目の事務費拠出金のみの支出でございます。

6款介護納付金でございますが、支出済額は5,303万2,030円でございます。これは、介護保険制度におきまして、各医療保険者の40歳から64歳の保険料から拠出するものでございまして、介護保険制度では支払基金交付金として3割を担うものでございます。

7款共同事業拠出金でございますが、支出済額1億803万4,440円でございます。

次に、210ページをお願いいたします。

また、3目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、支出済額9,159万7,978円ございまして、先ほどの歳入の7款共同事業交付金で説明申し上げました事業にそれぞれ拠出したものでございます。

8款保健事業費でございますが、支出済額2,216万824円でございます。1項1目特定健康診査等事業費といたしまして、支出済額596万9,000円ございまして、一般会計に繰り出しを行い、国保加入者を対象とした事業を実施したものでございます。

次のページの212ページをお願いいたします。

2項1目保健衛生普及費でございますけれども、広報紙あるいは医療費通知等にかかる費用といたしまして、31万3,900円を支出いたしました。

2目疾病予防費でございますが、支出済額1,587万7,924円となりまして、人間ドックの助成102件分のほか、各種がん検診事業あるいは高齢者のインフルエンザ予防接種事業等の事業費のうち、国民健康保険加入者分を一般会計へ繰り出しを行ったものでございます。

9款基金積立金でございますが、支出済額100万9,000円ございまして、条例に基づく積み立てでございます。なお、年度末の基金保有高は2,803万8,950円でございます。

次に、11款諸支出金でございますが、支出済額は246万5,460円でございます。一般被保険者に係ります過年度分の保険税の還付金のほか、次の214ページをお願いいたします。精算によります国・県の負担金等の返還金でございます。

12款予備費については、支出はございません。

以上、歳出の合計は支出済額11億1,781万6,707円、不用額4,011万5,293円となったところでございます。

次の216ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額11億9,189万1,000円、歳出総額11億1,781万7,000円、歳入歳出差し引き額7,407万4,000円、実質収支額は同額となりまして、翌年度へ繰り越しをさせていただきましてでございます。

なお、次のページからの財産に関する調書以降の参考資料につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

議長（松崎 勲君） ここで、説明の途中ですが、暫時休憩します。再開は午後1時を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

（午前11時59分）

議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

議長(松崎 勲君) 引き続き内容の説明を求めます。

税務住民室長、湊 博文君。

〔税務住民室長 湊 博文君登壇〕

税務住民室長(湊 博文君) それでは、引き続きまして、認定第3号 平成22年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして内容の説明をさせていただきます。

初めに、年度末の後期高齢者の加入状況でございますけれども、1,798人ございまして、前年度比11人の増となっております。

それでは、事項別明細書によりましてご説明申し上げたいと思いますので、決算書の226ページをお開きいただきしたいと思います。

歳入からご説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、収入済額6,323万6,000円、収入未済額346万500円となったところでございまして、収納率は94.8%でございます。

なお、1目特別徴収保険料につきましては、収入済額4,415万4,900円、2目の普通徴収保険料につきましては、収入済額1,908万1,100円となったところでございます。現年度分の収納率でございますけれども、97.84%となりました。

次に、2款繰入金でございますが、収入済額2,868万4,051円ございまして、制度に基づきます一般会計からの繰入金でございます。1節の保険基盤安定繰入金2,733万336円でございますけれども、このうちの4分の3は県負担金ということで、一般会計で受けてございまして、町分の4分の1と合わせましての繰り入れでございます。

次の2節の事務費繰入金135万3,715円につきましては、電算委託料あるいは使用料に伴う繰り入れでございます。

3節の人間ドック助成金につきましては、収入済額ゼロということでございますが、これにつきましては雑入にございますけれども、広域連合からの補助金があったことによりまして一般会計からの繰り入れを行わなかったものでございます。

3款の繰越金でございますが、前年度からの繰越金で収入済額は66万9,901円でございます。

次に、4款諸収入でございますが、収入済額157万5,386円ございまして、次の228ページをお開きいただきたいと思いますが、2項1目の保険料還付金43万4,400円のほか、4項1目雑入といたしまして、広域連合からの事務費の委託金56万6,870円、それから先ほどの人間ドックの助成ということで、長寿健康増進事業補助金ということで、ほかになっております57万3,016円のうちの57万716円が人間ドックに係る助成分でございます。

以上、歳入の合計でございますが、収入済額は9,416万5,338円、収入未済額346万500円となったところでございます。

次の230ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款総務費の支出済額は192万585円でございます、ほぼ前年度並みでございます。うち1項1目の一般管理費は36万6,405円でございます、事務に係ります電算経費及び郵便料等でございます。

2項1目徴収費でございますが、支出済額155万4,180円でございます、後期高齢者医療電算処理委託料及びそのシステムの使用料等ということになってございます。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、支出済額8,967万6,336円でございます、広域連合への保険料等の納付金でございます。前年度と比較いたしまして、294万2,058円の減となったところでございます。

次に、3款保健事業費でございますが、支出済額57万716円でございます、次の232ページをお開きいただきたいと思ひます。負担金補助及び交付金ということで、人間ドックの助成金13件分57万716円でございます。

次に、4款諸支出金でございますが、支出済額4,000円でございます、1項1目の過年度分の保険料の還付金でございます。

5款予備費につきましては、支出はございません。

以上、歳出の合計は9,217万1,637円、不用額111万9,363円となったところでございます。

次の234ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額9,416万5,000円、歳出総額9,217万2,000円、歳入歳出差し引き額199万3,000円、実質収支額同額でございます、翌年度へ繰り越しをさせていただきたくもでございます。

次のページからは参考資料となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、認定第4号の平成22年度老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、内容の説明を申し上げます。

老人保健会計につきましては、町長の提案理由にもございましたとおり、平成20年4月から施行されました後期高齢者医療制度によりまして、清算の内容となっております、本会計は22年度末で閉じるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして説明申し上げますので、242ページをお開きいただきたいと思ひます。

1款支払基金交付金でございますが、収入済額は171円でございます、清算によります過年度分の審査支払手数料交付金でございます。

次に、5款の繰越金でございます。前年度からの繰越金で、収入済額105万5,182円でございます。

次のページをお願いいたします。244ページでございます。

歳入合計といたしまして、105万5,353円となったところでございます。

次に、歳出でございますけれども、次の246ページをお願いいたします。

2款諸支出金でございますが、支出済額は105万5,353円でございます、1項1目償還金では、清算に伴います支払基金、また国・県への返還金で10万6,026円でございます。

2項1目一般会計繰出金では、94万9,327円でございます、余剰金を一般会計に繰り出しを行ったものでございます。

次の248ページをお願いいたします。

歳出の合計でございますが、支出済額105万5,353円、不用額1万647円となったところでございます。

次の250ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額、歳出総額とも105万5,000円、歳入歳出差し引き額ゼロ、実質収支ゼロとなりまして、本会計を閉じるものでございます。

なお、次のページは参考資料でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で認定第2号から認定第4号までの内容の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りましてご認定くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（松崎 勲君） これで認定第2号から認定第4号までの内容の説明は終わりました。

認定第5号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、石橋弘道君。

〔保健福祉室長 石橋弘道君登壇〕

保健福祉室長（石橋弘道君） それでは、認定第5号の平成22年度長南町介護保険特別会計の歳入歳出決算認定の内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず、初めに介護認定の状況と包括支援センター業務の内容につきましてご説明させていただきます。

平成22年度末現在の65歳以上の高齢者でございますが、2,986名でございます。高齢化率が31.8%となりまして、前年度より0.1%上昇しました。介護認定者は前年度より13名ふえまして、511名でございます。認定者のうち、何らかの介護サービスを利用されている方は87.9%に当たる449名でございます。サービスの内容別では、訪問介護や通所介護などの居宅サービスの利用者が292名、利用者全体の65%になります。

また、特別養護老人ホームなどの施設に入所し、施設介護サービスを受けている方は142名、31.6%となっております。

次に、包括支援業務でございますけれども、要支援者に対しますケアプランの作成件数は新規・継続を合わせまして124件ございました。

また、包括支援センターの相談支援業務でございますけれども、241件ございまして、主なものといたしまして、介護サービスに関する相談168件、福祉サービスに関する件で11件、施設入所について5件等がございました。

それでは、歳入から御説明させていただきますので、258ページをお開きください。

まず、1款保険料でございますが、収入済額は1億3,892万3,850円となったところでございまして、収納率は97.75%でございます。

なお、1節の現年分につきましては1億3,851万5,150円でございます。収納率は98.97%でございます。

2節の滞納繰越分につきましては、40万8,700円の収入済額で、32万8,400円を不納欠損させていただきました。不納欠損は介護保険法の消滅時効の規定によりまして、2年を経過したものとされておりまして、本町では1年猶予を持ちまして、3年を経過したものにつきまして処分をさせていただいております。今年度につきましては、死亡した方を含めまして10名分を処分させていただきました。

次に、2款使用料及び手数料でございますが、収入はございませんでした。

次に、3款国庫支出金でございますけれども、収入済額は2億3,398万3,300円でございます、前年度に対しまして4.8%の増となったところでございます。

そのうち1項1目介護給付費負担金につきましては、収入済額1億5,783万円でございます、施設給付費の15%、居宅分の20%相当でございます。なお、給付費総額の17.2%相当の交付となりました。

次に、2項1目調整交付金でございますけれども、これは市町村間の財政力格差を調整するため、国が負担する国庫補助金の補助費のうち平均で5%を調整交付金として交付されるものでございますが、介護予防給付費及び前期・後期の高齢者数や要介護・要支援認定者数、所得段階別被保険者数に応じて、全国的に率を調整し交付されるもので、今年度が介護給付費総額の8.14%で、収入済額7,207万4,000円となったところでございます。

2目地域支援事業交付金でございますけれども、収入済額407万9,300円でございます。介護予防事業費の25%及び包括的支援事業費の40%の交付でございます。

次に、4款支払基金交付金でございますが、収入済額2億8,533万3,000円でございます。2号被保険者の保険料からの交付でございます、前年度に対しまして9.2%の増となったところでございます。

次のページ、260ページをお願いします。

1項1目介護給付費交付金につきましては、2億8,410万1,000円でございます、給付費総額の30%相当の交付でございます。

2目地域支援事業支援交付金は、123万2,000円でございます、介護予防事業費の30%相当の交付でございます。

次に、5款県支出金でございますけれども、収入済額1億4,656万2,075円でございます、前年度に対しまして12.2%の増となったところでございます。そのうち、1項1目介護給付費負担金につきましては、収入済額1億4,477万5,000円でございます、施設給付費の17.5%、居宅分の12.5%相当の交付でございます。

3項1目地域支援事業交付金でございますけれども、収入済額178万7,075円でございます、介護予防事業費の12.5%、包括的支援事業費の20%相当の交付でございます。

次に、財産収入でございますが、次のページ、262ページをお願いします。

1項1目利子及び配当金でございますが、収入済額1万4,682円でございます。介護給付費準備基金の利息でございます。

次の7款寄附金についてはございません。

次の8款繰入金でございますが、収入済額1億6,940万4,036円でございます。1項1目介護給付費繰入金につきましては、1億1,837万5,000円でございます、給付費総額の町負担法定分の12.5%相当でございます。前年度に対しまして9.3%の増となったところでございます。

2目運営費繰入金につきましては、収入済額2,726万1,000円でございます。

次の3目地域支援事業繰入金でございますが、収入済額175万円でございます。国・県と同様の区分によります介護予防事業費の12.5%及び包括的支援事業費の20%相当の町からの繰り入れでございます。

次に、2項1目介護給付費準備基金繰入金でございますが、財源不足に伴いまして介護給付費準備基金から2,000万円を取り崩し、繰り入れたものでございます。

次のページ、264ページをお願いします。

2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金につきましては、平成21年度と22年度の2カ年間に介護従事者の人件費を上げる施策のため、県から交付された基金でございまして、今年度は最終年度で基金を取り崩し、繰り入れたもので、収入済額201万8,036円でございます。

9款繰越金でございますが、収入済額2,105万7,394円で、前年度からの繰越金でございます。

次に、10款諸収入でございますが、収入済額4万5,620円でございます。2項1目預金利子につきましては、1万20円でございます。

次のページ、266ページをお願いします。

4目雑入につきましては、通所型介護予防事業の利用料の3万5,600円でございます。

以上、歳入の合計でございますけれども、収入済額9億9,532万3,957円、不納欠損額32万8,400円、収入未済額286万8,700円となったところでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の内容をご説明申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費でございますけれども、支出済額1,796万6,570円で、職員の人件費ほか事業の運営に係る事務経費でございます。

次に、2項1目賦課徴収費でございますけれども、支出済額83万9,901円でございます。これは、保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

それから、3項1目認定調査等費でございますが、支出済額656万1,067円でございます。これは、介護認定調査員の賃金のほか、主治医意見書の作成手数料や認定審査会に係ります広域への負担金等でございます。

次に、270ページをお願いします。

2款保険給付費でございますが、支出済額は9億1,770万6,084円となったところでございます。前年度に対しまして8.6%の増でございます。

1項介護サービス等諸費でございますが、この1項につきましては介護度が1から5までの方々の給付に関する内容でございます。このうち、1項1目の居宅介護サービス給付費におきましては、支出済額3億823万6,246円で、前年度に対しまして0.52%の減となりました。主な給付は通所介護の1,649件、訪問介護の1,059件、通所リハビリの550件などでございます。

続きまして、2目地域密着型介護サービス給付費におきましては、支出済額3,962万4,876円で、前年度に対しまして1.5%の増となりました。これは、認知症の方を対象としたグループホームの入所者に係るもので、158件分でございます。

続きまして、3目施設介護サービス給付費におきましては、支出済額4億4,415万9,754円でございます。前年度に対しまして13%の増となったところでございます。これは、特別養護老人ホーム月平均88人、老人保健施設月平均43人、療養型医療施設月平均15人の延べ利用者数1,755人分でございます。

続きまして、4目居宅介護福祉用具購入費でございますが、支出済額100万9,023円でございます。ポータブルトイレや入浴補助用具等33件分でございます。

次のページ、272ページをお願いします。



5目居宅介護住宅改修費でございますが、227万7,731円でございます。廊下の手すり取り付けや段差解消などの住宅改修に係る24件分でございます。

6目住宅介護サービス計画給付費でございますが、支出済額3,450万3,808円でございます。これは、ケアプラン作成費で2,881件分でございます。

次に、2項介護予防サービス等諸費でございますけれども、この2項につきましては、介護度が要支援1と要支援2の方々の給付の内容となります。

1目の介護予防サービス給付費でございますが、支出済額1,845万2,566円ございまして、前年度に対しまして23.9%の増となりました。主な給付は、通所介護が248件、訪問介護が204件、また通所リハビリが138件等でございます。

2目の地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、該当者がいないため支出はございませんでした。次のページ、274ページをお願いします。

3目介護予防福祉用具購入費でございますが、支出済額5万5,539円で、3件分でございます。

4目介護予防住宅改修費でございますが、支出済額14万7,495円で、1件分でございます。

5目介護予防サービス計画給付費でございますけれども、支出済額245万1,160円ございまして、ケアプランの作成費568件分でございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料でございますが、支出済額90万7,950円ございまして、国保団体連合会への審査支払手数料の1万2,106件分でございます。

4項1目高額介護サービス費でございますけれども、支出済額1,892万8,516円でございます。これは、受給者の所得に応じた負担限度額を超えた部分の給付で、1,668件分でございます。

次のページをお願いします。276です。

5項1目高額医療合算介護サービス費でございますけれども、支出済額388万930円で、131件分でございます。これは、平成21年7月から運用された制度でございまして、同じ医療保険の世帯で医療保険と介護保険の両方で自己負担があった世帯が対象となります。医療と介護の両方合わせた自己負担額が決められた限度額を500円以上超えた場合に申請しますと、限度額を超えた金額が支給され、負担が軽くなる制度でございます。

次に、6項1目特定入所者介護サービス費でございますけれども、支出済額4,294万7,130円でございます。これは、介護度が1から5の方を対象とした低所得者に係る施設サービス等の食費、住居費について負担限度額を超えた分について給付したもので、132件分でございます。

次に、6項2目特定入所者介護予防サービス費でございますけれども、支出済額12万3,360円でございます。これは、介護度が要支援1と2の方を対象とした低所得者に係る施設サービス等の食費、居住費について負担限度額を超えた分について給付したもので、4件分でございます。

次に、3款基金積立金でございますが、これは介護給付費の財源が不足した場合の基金でございます。

次のページをお願いします。

1項1目介護給付費準備基金積立金で1万4,682円の支出でございます。これは、基金5,000万円の利息で、基金に積み立てたものでございます。

次に、4款地域支援事業費でございますけれども、これは包括支援センターの運営に係るものでございます。

支出済額は967万4,735円でございます。

1目介護予防事業費でございますけれども、支出済額203万9,363円でございます。要介護認定を受けていない高齢者を対象とした特定高齢者把握事業として、生活機能の評価を行う検診及び通所型介護予防事業として、特定高齢者の運動機能向上を目的として、要介護状態にならないための教室のはつらつ元気教室を実施させていただいたものです。参加者数、延べ152名でございます。

7節賃金の4万3,200円につきましては、はつらつ元気教室の歯科衛生士とレクワーカーの賃金でございます。13節の委託料の106万5,513円につきましては、生活機能の評価を行う検診として一般会計で実施しました特定健診と同時実施をしたもので、111名が受診して医師会への委託料とはつらつ元気教室開催時の委託料でございます。

次に、2項1目の包括的支援事業費でございますけれども、支出済額763万5,372円ございまして、これは包括支援センターの職員の人件費のほか、運営に係る事務費でございます。

次のページ、280ページをお願いします。

5款諸支出金でございますけれども、支出済額1,587万7,271円でございます。

1項1目の第1号被保険料還付と、2目の第1号被保険者保険料還付加算金につきましては、支出がございません。

3目償還金につきましては、支出済額1,207万7,673円でございます。これは、国庫支出金及び支払基金交付金の過年度分の返還金でございます。

続きまして、2項1目一般会計繰出金につきましては、支出済額379万9,598円ございまして、過年度分の精算に伴います一般会計の繰出金でございます。

6款予備費は支出がございません。

以上、歳出の合計でございますけれども、支出済額9億6,864万310円、不用額3,228万7,690円でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。282ページです。

実質収支に関する調書でございますけれども、歳入総額9億9,532万4,000円、歳出総額9億6,864万円、歳入歳出差し引き額2,668万4,000円、実質収支額は2,668万4,000円となりまして、これを翌年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

なお、実質収支額2,668万4,000円となりますが、先ほど補正でもご説明させていただきましたけれども、精算に伴う支払基金の返還金あるいは一般会計の繰出金、さらには今後国・県への返還金がございます。これら合計が2,018万4,000円程度になる見込みでございます。繰り越しはいたしますけれども、有効に活用できる繰り越し額はおおむね649万8,000円程度となる見込みでございます。

次のページから財産に関する調書、参考資料につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、ご説明いたしました認定第5号でございますけれども、ご審議を賜りましてご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（松崎 勲君） これで認定第5号の内容の説明は終わりました。

認定第6号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

〔地域整備室長 松坂和俊君登壇〕

地域整備室長（松坂和俊君） それでは、認定第6号 平成22年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

最初に、霊園事業の概要につきましてご説明をさせていただきます。

霊園は、現在墓所全体の維持管理を中心に、墓所使用者の利便性の向上に向け施設の整備に努めているところでございます。現在の墓所の使用状況でございますが、墓所の区画総数は9,280区画、22年度末の墓所使用許可数でございますが、9,224区画で、使用率は99.4%の状況でございます。

それでは、決算の内容の説明を申し上げます。

292ページの事項別明細書をお開きいただきたいと思います。

歳入から説明させていただきます。

1 款事業収入でございます。調定額5,703万460円、収入済額5,237万8,080円、収入未済額は465万2,380円でございます。

1 目の墓所使用料につきましては、調定、収入済額ともに1,254万1,000円、55区画分の墓所の永代使用料でございます。

2 目の工事負担金でございますが、調定、収入済額ともに118万5,000円、墓所のカロート35区画分の負担金でございます。

3 目の墓所管理料でございますが、調定額4,108万7,960円、収入済額3,643万5,580円、収入未済額は465万2,380円でございます。

4 目施設使用料でございますが、調定額、収入済額ともに221万6,500円、内容につきましては、斎場等の使用料でございます。

次に、2 款財産収入でございますが、調定、収入済額ともに6万3,306円でございます。霊園内の土地の貸付収入、財政調整基金の利息等の内容でございます。

3 款寄附金につきましては、収入はございません。

4 款繰入金でございますが、次のページ、294ページをごらんいただきたいと思います。

1 目の財政調整基金の繰り入れといたしまして420万円の繰り入れをさせていただいております。管理棟の改修、霊園外構法面の土砂撤去等の工事費に充てさせていただきました。

5 款の繰越金でございますが、調定、収入済額ともに965万117円。

6 款の諸収入につきましては、調定額、収入済額ともに9万1,834円でございます。内容につきましては、許可証等の再交付手数料等の内容でございます。

歳入合計で申しますと、調定額7,103万5,717円、収入済額6,638万3,337円で、調定に対します収入率は93.5%の内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明をさせていただきます。

296ページをお開きいただきたいと思います。

1 款霊園総務費でございますが、予算現額4,975万3,000円に対しまして、支出済額4,954万8,118円でございます。主な支出につきましては、職員及び嘱託職員の人件費、霊園の地元笠森管理組合への清掃管理委託、ま

た、一般会計への繰り出しの内容でございます。

2 款の霊園施設費でございますが、予算額1,231万1,000円に対しまして、支出済額1,205万4,545円でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

主な内容でございますが、管理棟の自動ドアへの改修、霊園外構法面の災害防除のため、土砂撤去の工事費等に支出させていただきました。

3 款公債費、4 款予備費につきましては、支出はございません。

以上、歳出合計でございますが、予算現額6,311万4,000円に対しまして、支出済額6,160万2,663円、不用額151万1,337円の内容でございます。

300ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額6,638万3,000円、歳出総額6,160万3,000円、歳入歳出差し引き額は478万円でございます。

次に、302ページをお開きいただきたいと思います。

財産に関する調書でございます。

303ページの右下の3の基金でございますが、笠森霊園事業特別会計財政調整基金でございます。決算年度末の現在高といたしまして6,888万9,000円の内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議いただきまして認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（松崎 勲君） これで認定第6号の内容の説明は終わりました。

認定第7号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、野口喜正君。

〔産業振興室長 野口喜正君登壇〕

産業振興室長（野口喜正君） それでは、認定第7号 平成22年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、概要の説明をさせていただきますと存じます。

平成22年度末の加入状況でございますが、3地区合計で1,065戸、また接続戸数につきましては839戸となっております。接続率は前年比0.9%の増となって、78.8%となっております。農業集落排水事業につきましては、平成15年度をもって3地区すべての工事が完了して、22年度におきましても接続率の向上、施設の適切な維持管理に努めてまいりましたところでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明をさせていただきますと存じますので、決算書312ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入からご説明を申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目農業集落排水分担金におきましては、収入済額84万円ございました。これは2 戸分の分担金でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目 1 節施設使用料におきましては、収入済額4,071万3,299円で、豊栄東部、

芝原、給田地区の使用料と、睦沢町と長柄町の乾燥施設使用料でございます。

同じく2節滞納繰越分の処理施設使用料4万9,350円の収入済額でございます。この滞納繰越分につきましては6名分ございまして、3名分の収入額でございます。また、今回、平成19年に死亡し身内がない利用者1名が、平成14年度から17年度に滞納しました10万8,937円を不納欠損させていただいたところでございます。

3款1項1目一般会計繰入金におきましては、収入済額1億6,700万円でございます、前年度比2.9%の減でございます。これは償還金の減によるものでございます。

次に、4款1項1目繰越金におきましては、140万5,847円となったところでございます。5款諸収入、1項1目預金利子でございますが、2,712円でございます。

続きまして、次のページ、314ページをお開き願いたいと存じます。

2項1目雑入でございますが、255万6,750円の収入済額でございます。これにつきましては、圏央道工事に伴う排水管の移設工事費でございます。歳入合計でございますが、調定額2億1,300万6,564円、収入済額2億1,256万7,958円でございます、収入済額におきましては、対前年度比としまして4.2%の減となったところでございます。

続きまして、次のページ、316ページをお願いしたいと存じます。

歳出につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。

最初に、1款1項1目一般管理費につきましては、職員の給与等でございます。支出済額は640万9,831円、前年度と比較いたしまして12.6%の増でございます。

2節から4節までは人件費関係でございます。11節の需用費は、燃料代、車検代等に使用したものでございます。13節の委託料は、農業集落排水使用料の電算委託料でございます。27節公課費は、消費税と重量税でございます。

次に、2款1項1目の施設管理費につきましては、支出済額3,834万7,531円、6.5%の減でございます。内容でございますが、11節の需用費、支出済額1,668万9,325円につきましては、電気料のほか水道料、ガス料、それから修繕費、消耗品等でございます。

次に、12節役務費、支出済額257万8,733円につきましては、電話料でございます、中継ポンプが電話回線で接続されておる関係でございます。

13節委託料、支出済額1,541万7,268円につきましては、污水处理場の維持管理費等の委託料でございます。

15節工事請負費、支出済額341万2,395円につきましては、豊栄東部地区、芝原地区の管理施設維持工事等圏央道に伴う排水管移設工事によるものでございます。

16節原材料費24万9,810円は、補修用の資材等でございます。

3款1項公債費でございますが、予算現額1億6,648万4,000円に対しまして支出済額1億6,643万2,076円、不用額は5万1,924円でございます。

1目元金につきましては、予算現額1億1,217万8,000円に対しまして、支出済額1億1,217万6,837円、不用額は1,163円で、公営企業金融公庫財政融資資金からの借入金の元金相当分の償還金でございます。

次のページ、318ページをお願いいたします。

2目の預金利子につきましては、予算現額5,430万6,000円に対しまして、支出済額5,425万5,239円、不用額

は5万761円で、これは借入金の利子相当分の償還金でございます。

4項予備費につきましては、支出がございません。

以上、歳出合計ですが、予算現額2億1,302万6,000円に対しまして、支出済額2億1,118万9,438円、前年度比といたしましては、4.2%の減となったところでございます。

次のページの320ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額2億1,256万8,000円、歳出総額2億1,118万9,000円、歳入歳出の差し引きが137万9,000円で、実質収支額となったところでございます。

なお、次のページからにつきましては、財産に関する調書及び参考資料でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明でございましたけれども、認定第7号 平成22年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の内容説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りまして認定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（松崎 勲君） これで認定第7号の内容の説明は終わりました。

認定第8号の内容の説明を求めます。

ガス事業室長、岩崎 彰君。

〔ガス事業室長 岩崎 彰君登壇〕

ガス事業室長（岩崎 彰君） 認定第8号 平成22年度長南町ガス事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

決算書は別冊となっておりますので、よろしくお願いいたします。

町長の提案理由の説明にもございましたとおり、平成22年度のガスの販売量は、工業用の販売量の増加によりまして、全体では前年度と比較しますと2.8%の増となりました。また、損益の計算では、882万5,808円の経常利益ということで、黒字の決算とさせていただいたところであります。

それでは、決算内容の概況から説明させていただきます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

1概況、（1）総括事項になります。平成22年度の需要家数は4,602戸で、前年度より27戸の減となり、加入率では81.1%となりました。ガス販売量は705万6,398立方メートルで、前年度実績に比較し19万873立方メートルの増、2.8%の増となりました。ガス売上高は5億1,553万2,568円で、前年度実績に比較し744万6,880円の増、1.5%の増となりました。この主な要因は、工業用需要の増加によるものです。

建設改良費の工事関係は、主に供給改善に伴う入れかえ工事、供給不良に伴う緊急入れかえ工事を実施し、期末における本支管及び供給管の延長は39万8,849メートルとなりました。

収益的収支の状況は、営業損益で1,825万1,028円の利益、営業外損失で942万5,220円の損失となり、経常利益として882万5,808円の利益計上とさせていただいたところでございます。

次の10ページをお願いいたします。

イの工事でございます。（1）建設改良工事の概況でございますが、主なものを記載しております。22年度は、白ガス管対策として、企業債3,500万円を起し、工事を施工いたしました。合計で30件、1億2,931万

5,900円の工事を執行したところでございます。

続いて、11ページをごらんいただきたいと思います。

3の業務でございます。(1)業務量でございますが、アの年度末需要家屋数は4,602戸でございます。

イの年間ガス購入量は719万9,045立方メートルでございます。合同資源産業と関東天然ガスの2社より購入しております原ガスでございます。

ウの年間ガス供給量は、合計で705万6,398立方メートルでございます。

次に、(2)事業収入に関する事項、(3)事業費に関する事項につきましては、収益的収支の税抜きの決算額を記載しております。

(2)の事業収入に関する事項、合計5億552万5,528円から、(3)の事業費に関する事項、合計4億9,669万9,720円を引きますと、先ほど申し上げました純利益882万5,808円となります。

4の会計ですが、(2)企業債及び借入金の概況は表のとおりでございます。計の欄になりますが、当期借入高が3,500万、当期償還額3,009万9,795円、当期末残高が4億2,392万4,108円となっております。

次は、2枚ほどめくっていただきまして、15ページになります。

3条関係の収益的収入と支出の明細でございます。税込みの表示となっております。

主なものをご説明いたします。

まず、収入でございますが、1款ガス事業収益、合計では5億3,079万4,264円、そのうち1項1目ガス売り上げが5億1,553万2,568円、2項1目受注工事収益は、これは内管工事であります1,507万410円となっております。件数ですが、長南町が101件、睦沢49件、合わせて150件となっております。

次に、支出でございます。

2款ガス事業費用の合計で5億1,233万8,017円でございます。

1項1目ガス売上原価、原ガス購入費で2億8,087万6,269円、2項9目修繕費で758万8,472円、20目の委託作業費1,464万4,115円、これはメーター検針、料金計算、ガス器具の調査等の委託料でございます。

27目固定資産除却費208万3,887円、30目減価償却費1億1,765万4,937円でございますが、これは資本的収支の不足額の補てん財源に充当する資金となるものでございます。

4項営業雑費用、1目受注工事費用1,406万8,673円は指定工事店に支払いました内管の工事費でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

22年度の固定資産明細でございます。中ほどの欄になりますが、当年度末現在高は、土地、機械装置、導管、ガスメーター器等を含め、計の欄で56億3,197万4,975円、減価償却累計額では18億8,024万469円、そして年度末の償却未済額は、計で右側の一番下の欄になりますが、37億5,173万4,506円となっております。

次の17ページ上でございますが、企業債の明細一覧表でございます。全部で25本になりますが、22年度末の未償還残額は合計で、下の欄の一番右になりますが、4億2,392万4,108円となっております。

続いて、19ページ以降につきましては、参考資料として長南町、睦沢の内訳を添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、恐れ入りますが前に戻っていただきまして、1ページをお開きになっていただきたいと思います。

平成22年度長南町ガス事業会計決算報告書でございます。税込みの表示となっております。

( 1 ) 収益的収入及び支出でございます。

収入では、1 款ガス事業収益の決算額 5 億3,079万4,264円、下の表、支出では、1 款ガス事業費用、決算額 5 億1,437万7,017円となっております。各項の内容につきましては、先ほど15ページで説明させていただきましたので、省略させていただきます。

2 ページをごらんいただきたいと思います。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、1 款資本的収入の決算額3,958万7,985円、1 項企業債3,500万円、2 項工事負担金458万7,985円、この負担金は長南で6 件分の負担金でございます。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出 2 億99万1,432円、1 項建設改良費 1 億7,089万1,637円、2 項企業債償還金3,009万9,795円でございます。

なお、収入額が支出額に不足する額 1 億6,140万3,447円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補てんさせていただくものでございます。

続いて、3 ページをお願いいたします。損益計算書でございます。

22年4月から23年3月までの1 年間のガス事業の経営状況をあらわしたものでございます。

先ほどの1 ページの収益的収入支出を税抜きで表示しております。

1 の営業収益から2 営業費用を引いた額が左一番下で、営業利益1,825万1,028円となっております。右側のほうの中段あたりでございますけれども、営業外損益で942万5,220円となっております。先ほどの営業利益1,825万1,028円からただいまの営業外損失942万5,220円を引きますと、経常利益は882万5,808円、そして当年度純利益も882万5,808円となります。前年度からの繰越利益剰余金4,785万8,701円と合わせますと、一番下の二重線でございますが、当年度末、22年度末の未処分利益剰余金は5,668万4,509円とさせていただくものでございます。

続きまして、4 ページをお願いいたします。4 ページは、剰余金計算書でございます。

まず、右側、利益剰余金の部では、中段あたり二重線になりますが、当年度末未処分利益剰余金が先ほどの5,668万4,509円であります。

次に、その下の資本剰余金の部では、右側で翌年度繰越資本剰余金29億7,219万912円となっております。

右下になりますが、4 の剰余金処分計算書案でございますが、1、当年度末未処分利益剰余金は5,668万4,509円、この中から利益剰余金の処分として( 1 ) 減債積立金を44万2,000円、( 2 ) 建設改良積立金を800万円、計844万2,000円を積み立ていたしまして、翌年度繰越利益剰余金を4,824万2,509円とさせていただくものでございます。

続いて、5 ページをお願いいたします。22年度の貸借対照表でございます。

ガス事業の財政状況を明らかにするため、23年3月31日時点で保有するすべての資産、負債、資本を総括的にあらわしたものでございます。

資産の部では、1 の固定資産と2 の流動資産を合わせまして、資産合計が左下の二重線、40億4,986万5,228



円となっております。

右側になりますが、負債合計、資本合計を合わせまして、右側の一番下の二重線になりますが、負債、資本合計で40億4,986万5,228円となっております。貸方、借方の双方とも同額の40億4,986万5,228円となっております。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、平成22年度ガス事業会計決算の内容の説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（松崎 勲君） これで認定第8号の内容の説明は終わりました。

以上で一括議題とした議案第1号から認定第8号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第1、議案第1号から日程第14、認定第8号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、16日に質疑、討論、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

日程第1、議案第1号から日程第14、認定第8号までについては、16日に質疑、討論、採決をすることに決定しました。

#### 日程の追加

議長（松崎 勲君） お諮りします。

休憩中に加藤喜男君ほか4名から発議が1件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

よって、発議1件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

このまましばらく休憩します。

（午後 2時11分）

議長（松崎 勲君） 会議を再開します。

（午後 2時12分）

#### 発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（松崎 勲君） 追加日程第1、発議第1号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書提出についてを議題とします。

発議第1号の提案理由の説明を求めます。

7番、加藤喜男君。

〔7番 加藤喜男君登壇〕

7番（加藤喜男君） 議長のお許しを得ましたので、発議1号の提案理由の説明を申し上げます。

発議第1号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書の提出についてですが、現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方で地方主権改革の論議が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。

もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然であるが、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制はあまりにも格差がある。加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するパイオ・ネットシステムへの入力作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在する。現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光を注ぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援に留まっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等継続的な経費への活用には自ずと限界がある。

したがって、国は地方消費者行政充実のために継続的かつ実効的な財政支援を行うべきである。

あわせて、国は、小規模な市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、都道府県と市町村とが広域的に連携する取り組み例を推進するなど、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示すべきである。

さらに、消費生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員の地位・待遇も、期限付きの非常勤職員の扱いが大半でありその地位の安定と専門性の向上を図ることが困難な状況にある。その待遇も、消費生活相談業務の専門性に見合ったものとは言い難い現状にある。住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するためには、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要である。

よって、国会及び政府に対し、地方消費者行政の支援について次の事項を要請する。

#### 1、実効的な財政措置。

国は、地方自治体の消費者行政の充実確実につながるよう、地方消費者行政活性化基金等の延長も視野に入れつつ、一定の幅を持たせながらも用途を消費者行政と明示した継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。

#### 2、地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みの提示。

すべての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、国は、あるべき相談窓口の姿について一定の目安を提示するとともに、これを単独で実現することが困難な小規模自治体も多数存在することから、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みを提示すること。

#### 3、消費生活相談員の地位・待遇の向上を可能とすることができる任用制度の創設。

消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、相談を担う専門家である消費生活相談員を含め、常勤はもちろん非常勤の立場であっても、専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる専門職任用制度の整備を行うこと。

以上でございますが、議員各位におかれましては、本意見書案が示す趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同くださるようお願い申し上げます、発議1号の提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（松崎 勲君） これで発議第1号の提案理由の説明は終わりました。

これから、発議第1号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書提出についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第1号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書提出についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（松崎 勲君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

#### 散会の宣告

議長（松崎 勲君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

あす15日は議案熟読のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

あす15日は議案熟読のため休会とすることに決定しました。

16日は午前9時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 2時20分）